

八郎潟町
第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(令和6年度～8年度)

令和6年3月

八 郎 潟 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画の策定趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
(1) 法的位置づけ.....	2
(2) 関連計画との関係.....	2
(3) 計画の期間.....	2
3. 計画の策定体制.....	3
(1) 八郎潟町介護保険事業計画策定委員会.....	3
(2) アンケート調査の実施.....	3
(3) パブリック・コメントの実施.....	3
第2章 本町の現状と課題.....	4
1. 高齢者を取り巻く状況.....	4
(1) 総人口の推移と推計.....	4
(2) 高齢者人口の推移と推計.....	6
(3) 高齢者のいる世帯の状況.....	9
(4) 要支援・要介護認定者の状況.....	10
(5) 介護保険事業の給付費の状況.....	11
(6) 地域支援事業の状況.....	12
2. 介護保険事業の進捗評価.....	13
(1) 予防給付サービスの進捗.....	13
(2) 介護給付サービスの進捗.....	20
3. 各種調査結果のポイント.....	32
(1) 日常生活圏域ニーズ調査結果のポイント.....	32
(2) 在宅介護実態調査結果のポイント.....	36
第3章 計画の基本方向.....	39
1. 基本理念.....	39
2. 基本目標.....	40
3. 施策の体系.....	42
第4章 施策の展開.....	43
基本目標1：いきいきとその人らしく暮らすことができるまちづくりの推進.....	43
(1) いきがづくり活動の推進.....	43
(2) 交流活動の推進.....	44
(3) 健康づくりの推進.....	45
(4) 自立生活への支援.....	48
(5) 高齢者を見守り・支え合う地域づくりの推進.....	49
基本目標2：介護予防の総合的な推進.....	51
(1) 介護予防の推進.....	51
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進.....	52
基本目標3：安全・安心な暮らしの確保.....	56
(1) 安心できる暮らしの確保.....	56
(2) 高齢者の権利擁護の推進.....	57

(3) 安全な暮らしの確保.....	58
基本目標4：地域で支え合う仕組みの構築.....	59
(1) 地域包括支援センターの機能強化.....	59
(2) 地域包括支援センターの活動の充実.....	60
(3) 地域ケア会議の推進.....	61
(4) 在宅医療・介護の連携推進.....	61
(5) 生活支援体制整備の推進.....	61
基本目標5：認知症対策の総合的な推進.....	62
基本目標6：介護保険サービスの推進.....	65
(1) 居宅サービス.....	65
(2) 地域密着型サービス.....	68
(3) 施設サービス.....	70
基本目標7：福祉を支える基盤の整備.....	71
(1) 介護給付の適正化の推進.....	71
(2) 福祉を支える人材の育成・確保.....	73
(3) サービスの質の向上.....	74
第5章 介護保険料について.....	76
1. 給付費・介護保険料算出の考え方.....	76
2. 給付費の見込み.....	77
(1) 要介護（支援）認定者数等の推計.....	77
(2) 介護予防サービス見込量の推計.....	78
(3) 介護サービス見込量の推計.....	80
(4) 地域支援事業費の推計.....	82
(5) 総給付費の見込み.....	84
(6) 地域支援事業費の見込み.....	84
3. 介護保険料の算定.....	85
(1) 介護給付費の負担割合.....	85
(2) 保険料収納必要額の推計.....	86
(3) 保険料の算定.....	87
第6章 計画の推進にあたって.....	89
1. 推進体制.....	89
(1) 役割分担の明確化.....	89
(2) 一体的な保健福祉サービスの提供体制の整備.....	90
2. 進行管理.....	91
(1) 計画の進行管理体制.....	91
(2) 計画の実施状況の公表.....	92
(3) 計画の普及・啓発.....	92
(4) 庁内における進捗評価の体制.....	92
(5) 人材の育成・確保.....	92
資料.....	93
1. 八郎潟町介護保険条例.....	93
2. 八郎潟町介護保険運営協議会規則.....	94
3. 八郎潟町介護保険運営委員名簿.....	96

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の策定趣旨

本計画の期間中に団塊の世代が全員 75 歳以上の後期高齢者となる令和 7 年（2025 年）を迎えることになるため、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能となるように、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進していくことがより一層重要となってきています。

さらに令和 17 年（2035 年）には人口の約 3 分の 1 が 65 歳以上の高齢者になり、高齢化がますます深刻になると予想されており、令和 22 年（2040 年）には団塊ジュニア世代がすべて 65 歳以上となるため、中長期的には介護を支える人材の確保や介護現場の生産性の向上、医療・介護の複合的なニーズの拡大への対応、認知機能が低下した高齢者の増加にともなう認知症対策の充実や権利擁護の重要性がより高まるものと考えられます。

高齢化がより進行することが予想される一方、地域によっては高齢者数自体は減少していくことも考えられ、今後は介護サービスの量的な拡大だけではなく、適切なサービス提供基盤の確保、医療ニーズや認知症対策への対応など、地域特性を踏まえながら限られた介護資源を効果的に活用していくことが求められていくと思われれます。

こうした状況を踏まえ、国では第 9 期介護保険事業計画の基本指針の見直しが行われ、以下のようなポイントが示されました。

1. 介護サービス基盤の計画的な整備
①地域の実情に応じたサービス基盤の整備 ②在宅サービスの充実
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
①地域共生社会の実現 ②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備 ③保険者機能の強化
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

本町では、これまで 8 期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、高齢期を迎えても、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに努めてきました。

本町の高齢者人口は令和 2 年以降、ほぼ横ばいに推移しており、今後は減少に転じ、ゆるやかに減少していくものと試算されています。

本町の今後の状況に注視しつつ、社会情勢の変化やこれにともなう国の制度改正等を見据えながら、高齢者が安心して暮らせる地域社会を目指して、中長期的な視野に立ち、高齢者に関する保健、医療、福祉、介護の密接な連携のもと、総合的、体系的に取り組んでいくための方向性を示すための計画として、「八郎潟町第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

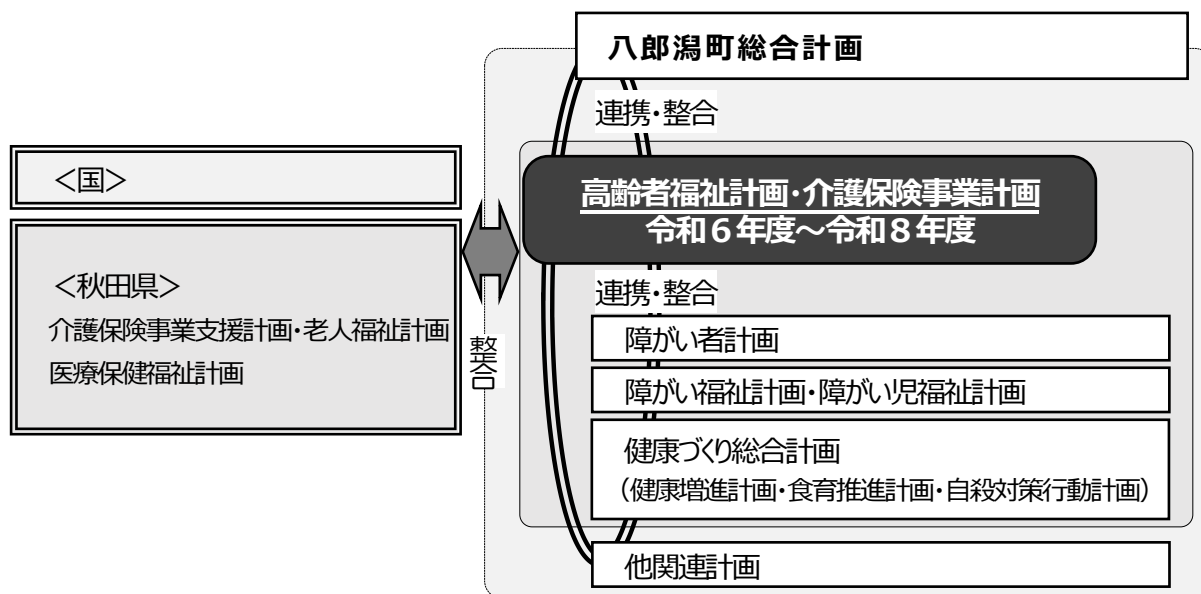
(1) 法的位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

【老人福祉法 第20条の8第1項】
市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
【介護保険法 第117条第1項】
市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 関連計画との関係

計画策定にあたっては、総合計画における施策の方向性を踏まえるとともに、国の方針や県の計画、その他関連する諸計画と相互に連携し、整合性に留意するものです。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
9期計画（本計画）			10期計画（次期計画）		
進捗評価		進捗評価	進捗評価		進捗評価
		計画改訂			計画改訂

3. 計画の策定体制

(1) 八郎潟町介護保険事業計画策定委員会

本計画は、健康福祉課及び関係各課、地域包括支援センター等の関係部署・機関等による協議・検討を踏まえ、学識経験者や介護サービスに従事する者、町民等で構成される、八郎潟町介護保険運営協議会の委員による「八郎潟町介護保険事業計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

また、地域ケア会議において地域のニーズや課題、社会資源の把握及び分析・検討等を行い、計画策定の参考としました。

(2) アンケート調査の実施

計画策定に必要な基礎資料とするため、日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査名称	日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	町内在住の住民のうち、一般高齢者（65歳以上）及び在宅の要支援認定者	町内在住の住民のうち、在宅の要支援・要介護認定者の家族
調査方法	郵送調査	訪問による聞き取り
調査期間	令和5年5月～6月	令和4年11月～令和5年6月
配布数	750件	61件
有効回収率（数）	68.7%（515件）	100.0%（61件）

(3) パブリック・コメントの実施

計画策定段階から公表し、広く意見をいただくことを目的として、パブリック・コメントを実施しました。

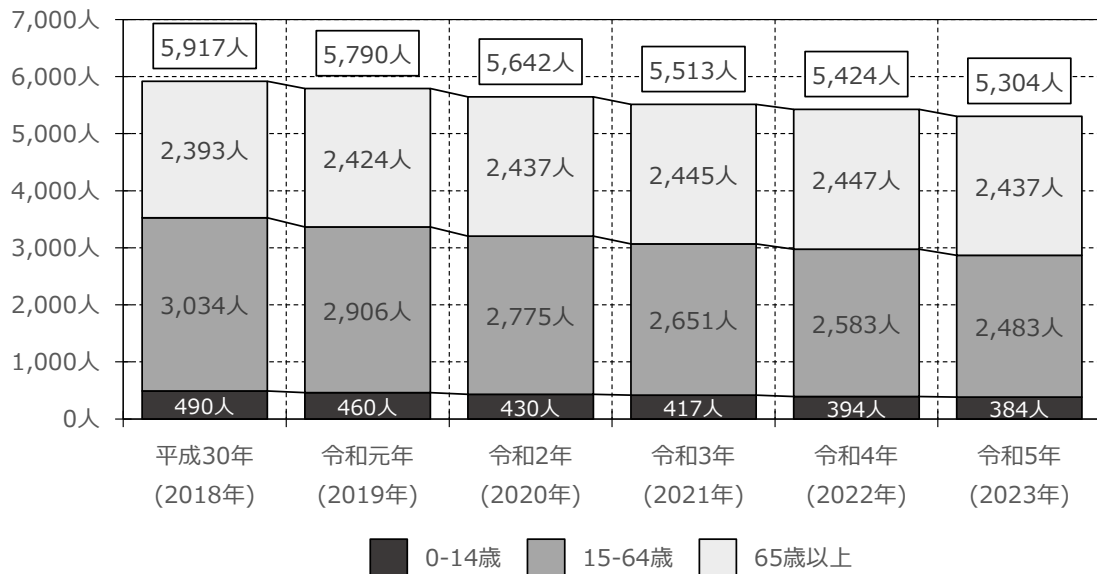
意見募集期間	令和6年3月1日から3月7日まで
意見提出者	0名
意見提案数	0件

第2章 本町の現状と課題

1. 高齢者を取り巻く状況

(1) 総人口の推移と推計

1) 年齢3区分別人口の推移

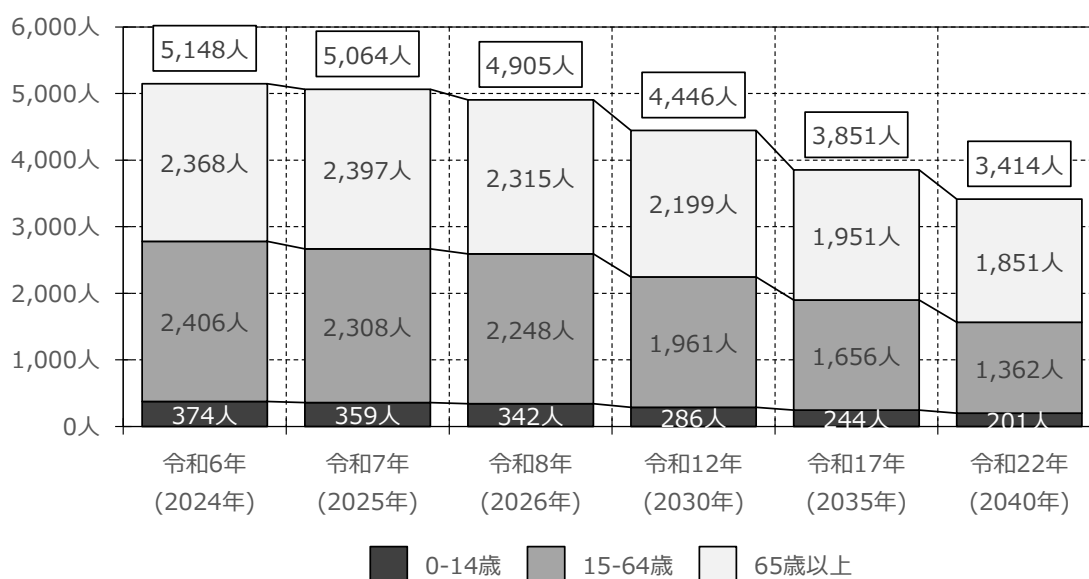


資料：各年10月1日現在、住民基本台帳
令和5年度は推計値

「総人口」は、平成30年の5,917人から、令和4年には5,424人と、493人の減少となり、令和5年は5,304人になると推計されます。

「65歳以上」人口は令和4年にかけて増傾向にあります。しかし、「0-14歳」と「15-64歳」人口は減少傾向にあるため、全体としては人口減となっています。令和5年は「0-14歳」、「15-64歳」、「65歳以上」いずれも減少するものと推計されます。

2) 年齢3区分別人口の推計



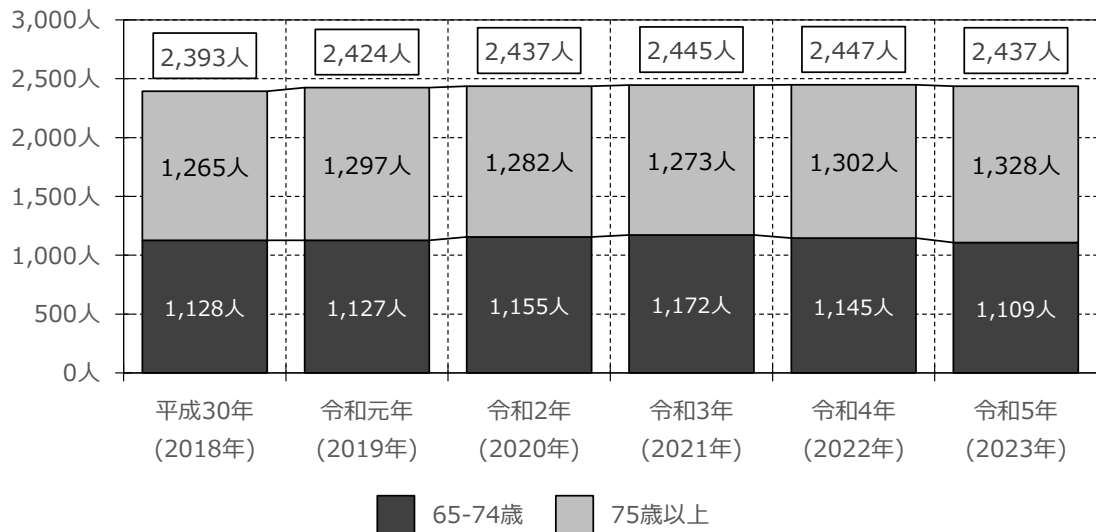
資料：各年10月1日現在、住民基本台帳
※コホート変化率法による推計

「総人口」は今後も減少していくものと思われ、令和8年には4,905人、令和22年には3,414人まで減少していくものと試算されています。

「0-14歳」、「15-64歳」だけでなく、「65歳以上」人口も令和7年をピークに減少していくものと予想されますが、第9期の介護保険事業計画の最終年である令和8年まではゆるやかな減少であり、2,300人台で推移していくものと試算されています。

(2) 高齢者人口の推移と推計

1) 高齢者人口の推移

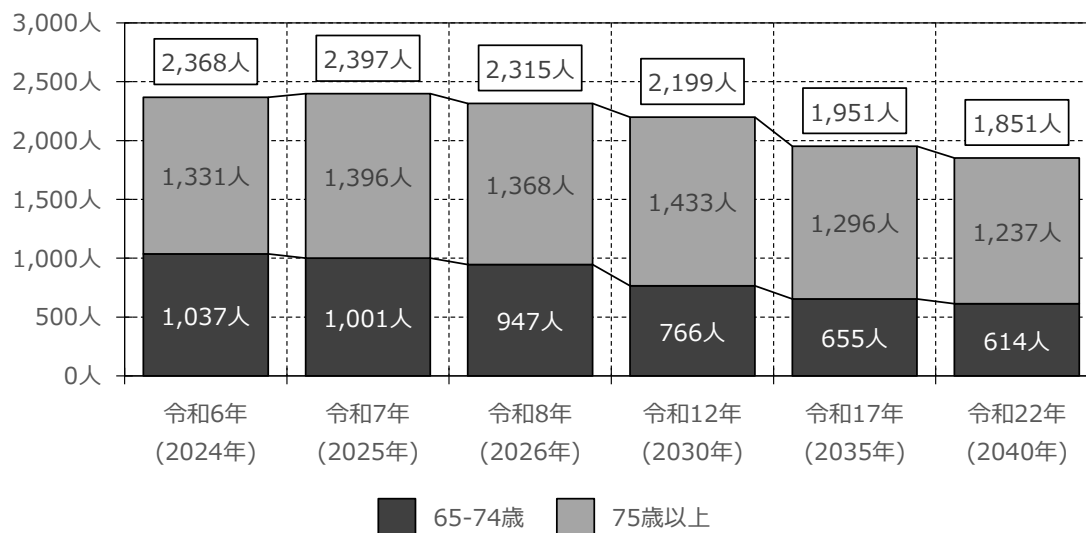


資料：各年10月1日現在、住民基本台帳
令和5年度は推計値

高齢者人口は令和4年にかけて増加傾向にありますが、ほぼ横ばいで推移しています。令和5年はやや減少するものと推計されます。

令和4年より「65-74歳」の前期高齢者はやや減少傾向、「75歳以上」の後期高齢者は増加傾向にありますが、ほぼ横ばいで推移しています。

2) 高齢者人口の推計

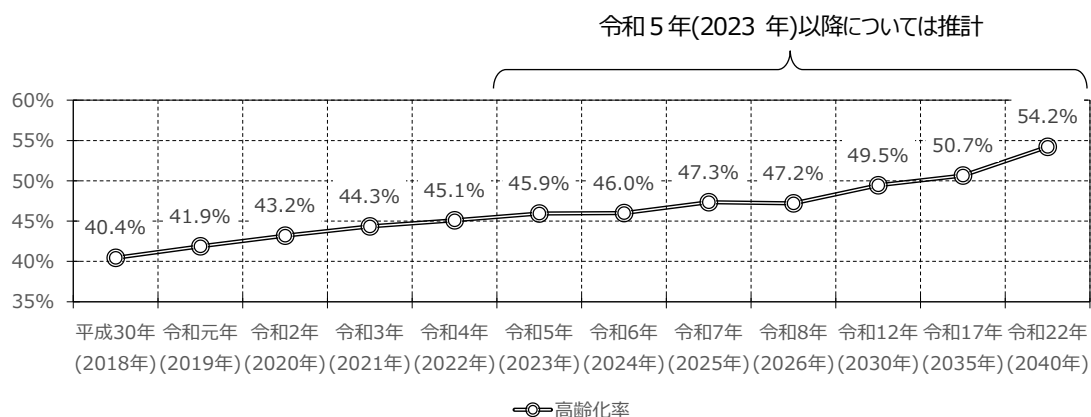


資料：各年10月1日現在、住民基本台帳
※コーホート変化率法による推計

高齢者人口は令和7年をピークに今後ゆるやかに減少していくものと試算されています。

令和6年以降、「65-74歳」の前期高齢者は減少傾向にあり、「75歳以上」の後期高齢者も増減を繰り返しながらも、長期的には減少していくものと予想され、第2次ベビーブームとされる昭和46~49年(1971~1974年)に生まれた団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となる2040年には「65-74歳」の前期高齢者が614人、「75歳以上」の後期高齢者が1,237人まで減少していくものと思われます。

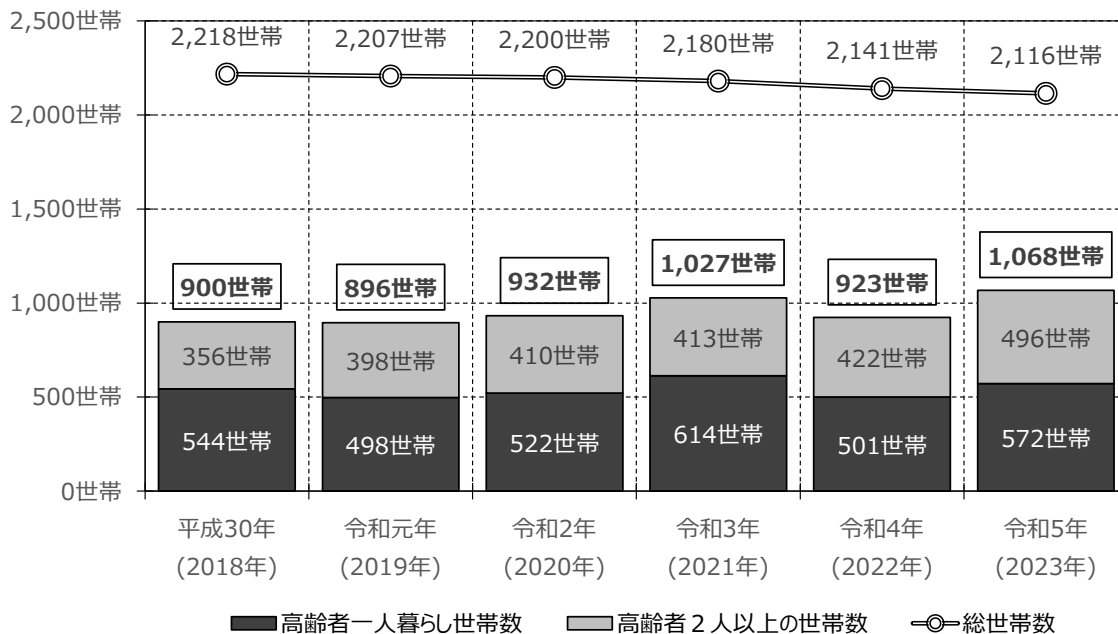
3) 高齢化率の状況



資料：各年10月1日現在、住民基本台帳

高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は年々上昇傾向にあり、平成30年の40.4%から令和4年は45.1%に上昇しています。また、令和5年以降も高齢化率は上昇を続け、令和17年（2035年）には人口の半数を超え、令和22年（2040年）には54.2%になると予想されます。

(3) 高齢者のいる世帯の状況

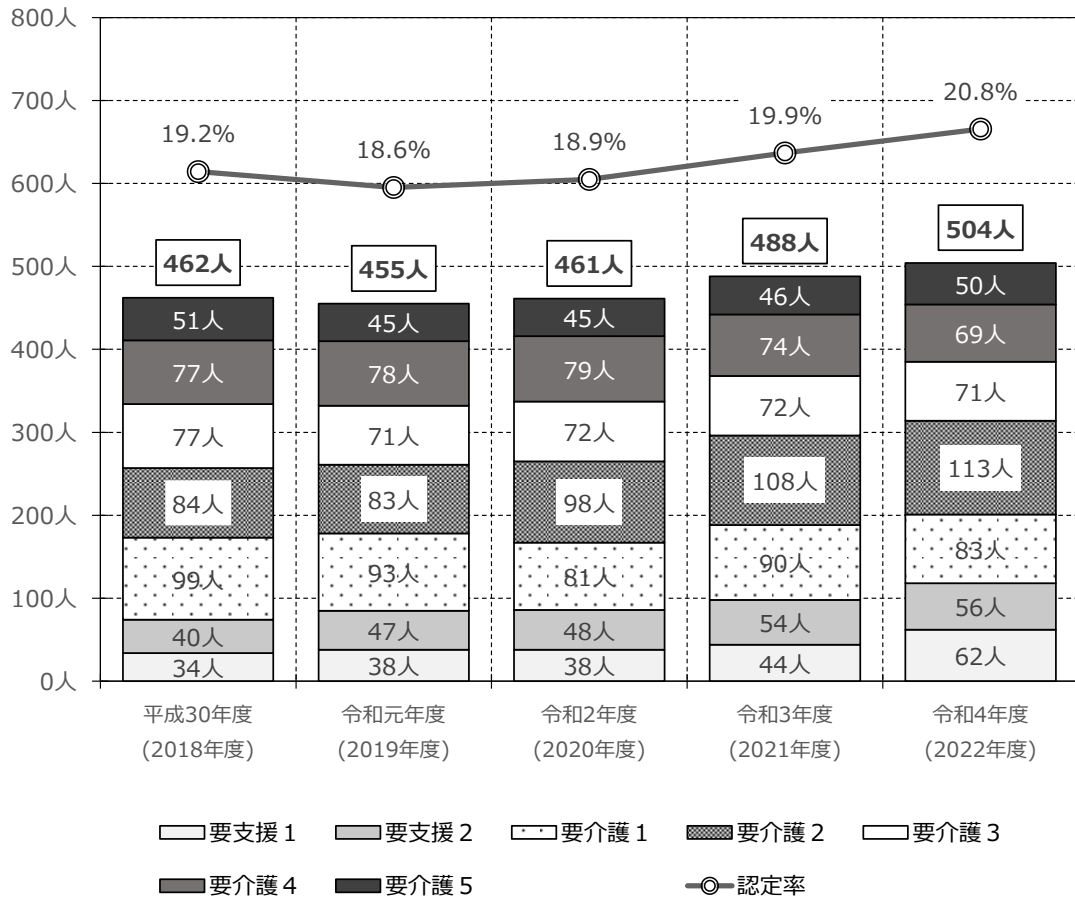


資料：各年7月1日現在、秋田県老人月間関係資料

総世帯数は、平成30年の2,218世帯から令和4年は2,116世帯と、ゆるやかな減少傾向にあります。65歳以上の高齢者のみの世帯数は上昇傾向にあり、令和5年は1,068世帯となっています。

内訳をみると、高齢者2人以上の世帯よりも高齢者一人暮らし世帯の方が多くなっていますが、高齢者2人以上の世帯の占める割合が年々高くなっています。

(4) 要支援・要介護認定者の状況



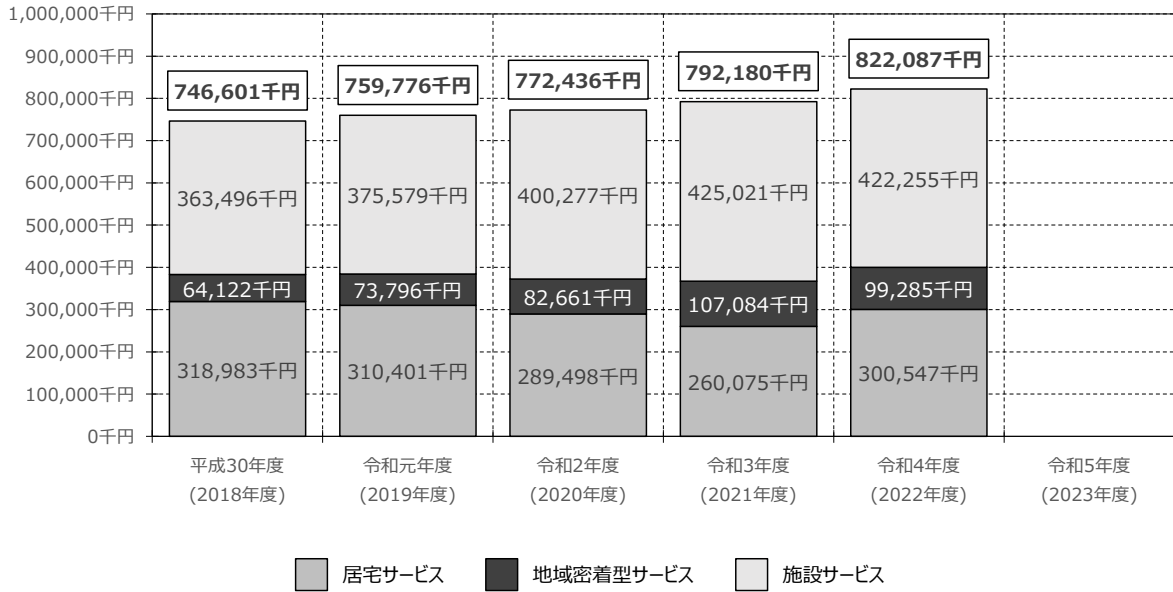
資料：各年度末時点、介護保険事業状況報告

認定者数は、おおむね上昇傾向にあります。平成30年度の462人から令和4年度には504人と42人の増加となっています。

要支援・要介護度の内訳をみると、要支援1・2、要介護2は増加傾向にあります。

認定者の中では、要介護1と要介護2がともに2割前後を占め、要支援と要介護3～5は1割台となっています。

(5) 介護保険事業の給付費の状況



各年度計

介護保険事業の総給付費は徐々に増加しており、令和4年度には 822,087 千円となっています。各サービスの給付費をみると、地域密着型サービスと施設サービスの給付費は令和4年度にはやや減少していますが、平成30年度より増加傾向にあります。

居宅サービスの給付費は、令和3年度にかけて減少していますが、令和4年度は増加に転じています。

総給付費に占める各サービスの給付費の割合をみると、施設サービスが全体の半分前後、居宅サービスが4割前後、地域密着サービスが1割前後で推移しています。

(6) 地域支援事業の状況

1) 介護予防事業の状況

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
筋肉くらぶ	485人	531人	513人	636人	660人	640人
からだスッキリ運動教室	189人	128人	143人	155人	162人	160人
ストレッチ教室	292人	301人	323人	387人	388人	390人
いきいきシニア健康エクササイズ	252人	422人	305人	440人	462人	440人
寿山荘おたっしゃくらぶ	283人	233人	231人	367人	370人	370人
高岡おたっしゃくらぶ	158人	198人	211人	236人	257人	240人
川崎おたっしゃくらぶ	84人	87人	77人	114人	129人	120人

※令和5年度は見込

介護予防の各教室の参加者数はおおむね増加傾向にあり、令和4年度の参加者数をみると、「おたっしゃくらぶ」が3地区あわせて756人、「筋肉くらぶ」が660人で多くなっています。

また、「いきいきシニア健康エクササイズ」については、平成30年度と比較して令和4年度には参加者数が1.83倍に増加しています。

2) 包括的支援事業・任意事業の状況

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
包括的支援事業	相談対応延べ件数	890件	900件	900件	376件	544件	544件
任意事業	家族介護慰労金支給件数	0件	0件	1件	0件	1件	2件
	住宅改修相談支援件数	0件	0件	0件	0件	0件	2件
	紙おむつ支給件数	229件	288件	432件	243件	220件	396件

※令和5年度は見込

包括的支援事業の相談対応延べ件数、任意事業の紙おむつ支給件数ともに令和3年度大幅に減少していますが、令和5年度には令和3年度の1.4～1.6倍以上の水準まで増加すると見込んでいます。

2. 介護保険事業の進捗評価

(1) 予防給付サービスの進捗

1) 介護予防サービス

○介護予防訪問入浴介護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問入浴介護	給付費	計画値 (A)	0千円	0千円	0千円
		実績値 (B)	0千円	0千円	
		B/A	-	-	
	回数	計画値 (A)	0.0回/月	0.0回/月	0.0回/月
		実績値 (B)	0.0回/月	0.0回/月	
		B/A	-	-	
	人数	計画値 (A)	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値 (B)	0人/月	0人/月	
		B/A	-	-	

介護予防訪問入浴介護については、8期計画において数値を見込んでおらず、これまでのところ、実際の利用もない状況となっています。

○介護予防訪問看護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問看護	給付費	計画値 (A)	845千円	846千円	846千円
		実績値 (B)	738千円	654千円	
		B/A	87.3%	77.3%	
	回数	計画値 (A)	13.6回/月	13.6回/月	3.6回/月
		実績値 (B)	12.9回/月	12.0回/月	
		B/A	94.9%	88.2%	
	人数	計画値 (A)	4人/月	4人/月	4人/月
		実績値 (B)	3人/月	3人/月	
		B/A	75.0%	75.0%	

介護予防訪問看護の利用人数は、計画値の7割程度の水準で推移しています。利用回数は令和3、4年度ともに計画値の9割前後とおおむね計画値どおりとなっています。

給付費は令和3年度には計画値の8割程度の水準となっていますが、令和4年度は減少して計画値の7割程度となっています。

○介護予防訪問リハビリテーション

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	計画値 (A)	0千円	0千円	0千円
		実績値 (B)	0千円	0千円	
		B/A	-	-	
	回数	計画値 (A)	0.0回/月	0.0回/月	0.0回/月
		実績値 (B)	0.0回/月	0.0回/月	
		B/A	-	-	
	人数	計画値 (A)	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値 (B)	0人/月	0人/月	
		B/A	-	-	

介護予防訪問リハビリテーションについては、8期計画において数値を見込んでおらず、これまでのところ、実際の利用もない状況となっています。

○介護予防居宅療養管理指導

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防居宅療養管理指導	給付費	計画値 (A)	0千円	0千円	0千円
		実績値 (B)	0千円	3千円	
		B/A	-	-	
	人数	計画値 (A)	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値 (B)	0人/月	1人/月	
		B/A	-	-	

介護予防居宅療養管理指導については、8期計画において数値を見込んでいませんでしたが、令和4年度は月1人の利用がありました。

○介護予防通所リハビリテーション

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防通所リハビリテーション	給付費	計画値 (A)	2,706千円	2,707千円	2,707千円
		実績値 (B)	2,076千円	2,570千円	
		B/A	76.7%	94.9%	
	人数	計画値 (A)	6人/月	6人/月	6人/月
		実績値 (B)	5人/月	7人/月	
		B/A	83.3%	116.7%	

介護予防通所リハビリテーションの利用人数、給付費ともに令和3年度は計画値の8割前後の水準でしたが、令和4年度は増加して利用人数が計画値を上回り、給付費も計画値の9割程度とほぼ計画値どおりとなっています。

○介護予防短期入所生活介護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防短期入所生活介護	給付費	計画値 (A)	0千円	0千円	0千円
		実績値 (B)	124千円	42千円	
		B/A	-	-	
	日数	計画値 (A)	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月
		実績値 (B)	1.5日/月	1.0日/月	
		B/A	-	-	
	人数	計画値 (A)	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値 (B)	1人/月	1人/月	
		B/A	-	-	

介護予防短期入所生活介護については、8期計画において数値を見込んでいませんでしたが、令和3、4年度ともに月1人の利用がありました。

○介護予防短期入所療養介護（老健）

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費	計画値 (A)	0千円	0千円	0千円
		実績値 (B)	0千円	252千円	
		B/A	-	-	
	日数	計画値 (A)	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月
		実績値 (B)	0.0日/月	2.5日/月	
		B/A	-	-	
	人数	計画値 (A)	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値 (B)	0人/月	1人/月	
		B/A	-	-	

介護予防短期入所療養介護（老健）については、8期計画において数値を見込んでいませんでしたが、令和4年度に月1人の利用がありました。

○介護予防短期入所療養介護（病院等）

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	給付費	計画値 (A)	0千円	0千円	0千円
		実績値 (B)	0千円	0千円	
		B/A	-	-	
	日数	計画値 (A)	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月
		実績値 (B)	0.0日/月	0.0日/月	
		B/A	-	-	
	人数	計画値 (A)	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値 (B)	0人/月	0人/月	
		B/A	-	-	

介護予防短期入所療養介護（病院等）については、8期計画において数値を見込んでおらず、これまでのところ、実際の利用もない状況となっています。

○介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費	計画値 (A)	0千円	0千円	0千円
		実績値 (B)	0千円	0千円	
		B/A	-	-	
	日数	計画値 (A)	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月
		実績値 (B)	0.0日/月	0.0日/月	
		B/A	-	-	
	人数	計画値 (A)	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値 (B)	0人/月	0人/月	
		B/A	-	-	

介護予防短期入所療養介護（介護医療院）については、8期計画において数値を見込んでおらず、これまでのところ、実際の利用もない状況となっています。

○介護予防福祉用具貸与

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防福祉用具貸与	給付費	計画値 (A)	3,416千円	3,510千円	3,416千円
		実績値 (B)	3,518千円	4,034千円	
		B/A	103.0%	114.9%	
	人数	計画値 (A)	39人/月	40人/月	39人/月
		実績値 (B)	42人/月	50人/月	
		B/A	107.7%	125.0%	

介護予防福祉用具貸与の利用人数、給付費はともに計画値を上回る水準で増加しています。

○特定介護予防福祉用具購入

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定介護予防福祉用具購入	給付費	計画値 (A)	377千円	377千円	377千円
		実績値 (B)	126千円	218千円	
		B/A	33.4%	57.8%	
	人数	計画値 (A)	1人/月	1人/月	1人/月
		実績値 (B)	1人/月	1人/月	
		B/A	100.0%	100.0%	

特定介護予防福祉用具購入の利用人数は令和3、4年度ともに計画値どおりとなっています。
給付費は計画値を下回る水準で推移しており、令和3年度は3割程度、令和4年度は増加して6割弱程度となっています。

○介護予防住宅改修

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防住宅改修	給付費	計画値 (A)	159千円	159千円	159千円
		実績値 (B)	431千円	910千円	
		B/A	271.1%	572.3%	
	人数	計画値 (A)	1人/月	1人/月	1人/月
		実績値 (B)	1人/月	1人/月	
		B/A	100.0%	100.0%	

介護予防住宅改修の利用人数は令和3、4年度ともに計画値どおりとなっています。
給付費は計画値を大きく上回る水準で推移しており、令和3年度は計画値の2.7倍、令和4年度は5.7倍となっています。

○介護予防特定施設入居者生活介護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	計画値 (A)	2,279千円	2,280千円	2,280千円
		実績値 (B)	0千円	167千円	
		B/A	0.0%	7.3%	
	人数	計画値 (A)	2人/月	2人/月	2人/月
		実績値 (B)	0人/月	1人/月	
		B/A	0.0%	50.0%	

介護予防特定施設入居者生活介護については、令和3年度の利用実績はありませんでしたが、令和4年度は月1人の利用がありました。

○介護予防通所介護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防通所介護	給付費	計画値 (A)	0千円	0千円	0千円
		実績値 (B)	0千円	0千円	
		B/A	-	-	
	日数	計画値 (A)	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値 (B)	0人/月	0人/月	
		B/A	-	-	
	人数	計画値 (A)	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値 (B)	0人/月	0人/月	
		B/A	-	-	

介護予防通所介護については、8期計画において数値を見込んでおらず、これまでのところ、実際の利用もない状況となっています。

○介護予防支援

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防支援	給付費	計画値 (A)	2,244千円	2,297千円	2,245千円
		実績値 (B)	2,317千円	2,858千円	
		B/A	103.3%	124.4%	
	人数	計画値 (A)	42人/月	43人/月	42人/月
		実績値 (B)	42人/月	52人/月	
		B/A	100.0%	120.9%	

介護予防支援の利用人数、給付費は増加しており、令和3年度は計画値どおりでしたが、令和4年度は計画値の1.2倍となっています。

2) 地域密着型介護予防サービス

○介護予防認知症対応型通所介護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	計画値 (A)	0千円	0千円	0千円
		実績値 (B)	0千円	0千円	
		B/A	-	-	
	回数	計画値 (A)	0.0回/月	0.0回/月	0.0回/月
		実績値 (B)	0.0回/月	0.0回/月	
		B/A	-	-	
	人数	計画値 (A)	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値 (B)	0人/月	0人/月	
		B/A	-	-	

介護予防認知症対応型通所介護については、8期計画において数値を見込んでおらず、これまでのところ、実際の利用もない状況となっています。

○介護予防小規模多機能型居宅介護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	計画値 (A)	0千円	0千円	0千円
		実績値 (B)	4,088千円	3,322千円	
		B/A	-	-	
	人数	計画値 (A)	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値 (B)	4人/月	3人/月	
		B/A	-	-	

介護予防小規模多機能型居宅介護については、8期計画において数値を見込んでいませんでしたが、令和3年度は月4人、令和4年度は月3人の利用がありました。

○介護予防認知症対応型共同生活介護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	計画値 (A)	0千円	0千円	0千円
		実績値 (B)	0千円	0千円	
		B/A	-	-	
	人数	計画値 (A)	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値 (B)	0人/月	0人/月	
		B/A	-	-	

介護予防認知症対応型共同生活介護については、8期計画において数値を見込んでおらず、これまでのところ、実際の利用もない状況となっています。

(2) 介護給付サービスの進捗

1) 居宅サービス

○訪問介護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	給付費	計画値 (A)	32,335千円	32,353千円	32,744千円
		実績値 (B)	28,084千円	26,743千円	
		B/A	86.9%	82.7%	
	回数	計画値 (A)	858.1回/月	858.1回/月	870.0回/月
		実績値 (B)	736.4回/月	709.2回/月	
		B/A	85.8%	82.6%	
	人数	計画値 (A)	54人/月	54人/月	55人/月
		実績値 (B)	61人/月	59人/月	
		B/A	113.0%	109.3%	

訪問介護の利用人数はやや減少していますが、計画値を上回る水準で推移しています。
利用回数、給付費もやや減少していますが、計画値の8割程度の水準で推移しています。

○訪問入浴介護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴介護	給付費	計画値 (A)	2,409千円	2,410千円	2,410千円
		実績値 (B)	3,423千円	3,447千円	
		B/A	142.1%	143.0%	
	回数	計画値 (A)	15.9回/月	15.9回/月	15.9回/月
		実績値 (B)	22.8回/月	22.8回/月	
		B/A	143.4%	143.4%	
	人数	計画値 (A)	4人/月	4人/月	4人/月
		実績値 (B)	5人/月	6人/月	
		B/A	125.0%	150.0%	

訪問入浴介護は、利用人数、利用回数、給付費いずれも計画値を大きく上回る水準で推移しています。

○訪問看護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問看護	給付費	計画値 (A)	7,369千円	7,373千円	7,373千円
		実績値 (B)	5,057千円	4,348千円	
		B/A	68.6%	59.0%	
	回数	計画値 (A)	163.3回/月	163.3回/月	163.3回/月
		実績値 (B)	89.6回/月	78.0回/月	
		B/A	54.9%	47.8%	
	人数	計画値 (A)	19人/月	19人/月	19人/月
		実績値 (B)	17人/月	16人/月	
		B/A	89.5%	84.2%	

訪問看護の利用人数は計画値の8割程度の水準で推移していますが、給付費は6割程度、利用回数は半数前後となっています。

○訪問リハビリテーション

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問リハビリテーション	給付費	計画値 (A)	1,478千円	1,478千円	1,478千円
		実績値 (B)	1,439千円	1,289千円	
		B/A	97.4%	87.2%	
	回数	計画値 (A)	46.2回/月	46.2回/月	46.2回/月
		実績値 (B)	46.3回/月	41.1回/月	
		B/A	100.2%	89.0%	
	人数	計画値 (A)	3人/月	3人/月	3人/月
		実績値 (B)	3人/月	3人/月	
		B/A	100.0%	100.0%	

訪問リハビリテーションの利用人数は計画値どおりとなっています。利用回数、給付費はともに減少していますが、令和4年度は計画値の9割弱程度とおおむね計画値どおりとなっています。

○居宅療養管理指導

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅療養管理指導	給付費	計画値 (A)	517千円	518千円	518千円
		実績値 (B)	302千円	352千円	
		B/A	58.4%	68.0%	
	人数	計画値 (A)	7人/月	7人/月	7人/月
		実績値 (B)	6人/月	5人/月	
		B/A	85.7%	71.4%	

居宅療養管理指導の利用人数はやや減少して令和4年度は計画値の7割程度となっています。一方、給付費はやや増加しており令和4年度には計画値の7割弱の水準となっています。

○通所介護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護	給付費	計画値 (A)	32,835千円	32,853千円	34,502千円
		実績値 (B)	28,751千円	27,537千円	
		B/A	87.6%	83.8%	
	回数	計画値 (A)	349.5回/月	349.5回/月	368.7回/月
		実績値 (B)	330.7回/月	305.5回/月	
		B/A	94.6%	87.4%	
	人数	計画値 (A)	32人/月	32人/月	34人/月
		実績値 (B)	35人/月	29人/月	
		B/A	109.4%	90.6%	

通所介護の利用人数、利用回数、給付費いずれも減少していますが、計画値の8割以上の水準で推移しており、おおむね計画値どおりとなっています。

○通所リハビリテーション

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所リハビリテーション	給付費	計画値 (A)	25,862千円	26,978千円	27,891千円
		実績値 (B)	18,469千円	23,788千円	
		B/A	71.4%	88.2%	
	回数	計画値 (A)	243.4回/月	252.5回/月	258.7回/月
		実績値 (B)	172.3回/月	219.3回/月	
		B/A	70.8%	86.9%	
	人数	計画値 (A)	26人/月	27人/月	28人/月
		実績値 (B)	22人/月	27人/月	
		B/A	84.6%	100.0%	

通所リハビリテーションの利用人数、利用回数、給付費いずれも増加しており、令和4年度は計画値の8割以上とおおむね計画値どおりとなっています。

○短期入所生活介護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所生活介護	給付費	計画値 (A)	126,062千円	128,413千円	134,412千円
		実績値 (B)	113,030千円	144,307千円	
		B/A	89.7%	112.4%	
	日数	計画値 (A)	1,343.8日/月	1,368.8日/月	1,426.1日/月
		実績値 (B)	1,251.1日/月	1,584.4日/月	
		B/A	93.1%	115.8%	
	人数	計画値 (A)	50人/月	51人/月	53人/月
		実績値 (B)	50人/月	61人/月	
		B/A	100.0%	119.6%	

短期入所生活介護の利用人数、利用日数、給付費はいずれも増加しており、令和4年度は計画値を上回っています。

○短期入所療養介護（老健）

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養介護（老健）	給付費	計画値（A）	0千円	0千円	0千円
		実績値（B）	2,885千円	2,599千円	
		B/A	-	-	
	日数	計画値（A）	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月
		実績値（B）	24.9日/月	22.2日/月	
		B/A	-	-	
	人数	計画値（A）	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値（B）	3人/月	3人/月	
		B/A	-	-	

短期入所療養介護（老健）については、8期計画において数値を見込んでいませんでしたが、令和3、4年度ともに月3人の利用がありました。

○短期入所療養介護（病院等）

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養介護（病院等）	給付費	計画値（A）	0千円	0千円	0千円
		実績値（B）	0千円	0千円	
		B/A	-	-	
	日数	計画値（A）	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月
		実績値（B）	0.0日/月	0.0日/月	
		B/A	-	-	
	人数	計画値（A）	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値（B）	0人/月	0人/月	
		B/A	-	-	

短期入所療養介護（病院等）については、8期計画において数値を見込んでおらず、これまでのところ、実際の利用もない状況となっています。

○短期入所療養介護（介護医療院）

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費	計画値 (A)	0千円	0千円	0千円
		実績値 (B)	0千円	0千円	
		B/A	-	-	
	日数	計画値 (A)	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月
		実績値 (B)	0.0日/月	0.0日/月	
		B/A	-	-	
	人数	計画値 (A)	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値 (B)	0人/月	0人/月	
		B/A	-	-	

短期入所療養介護（介護医療院）については、8期計画において数値を見込んでおらず、これまでのところ、実際の利用もない状況となっています。

○福祉用具貸与

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具貸与	給付費	計画値 (A)	14,024千円	14,522千円	14,762千円
		実績値 (B)	12,388千円	13,920千円	
		B/A	88.3%	95.9%	
	人数	計画値 (A)	102人/月	105人/月	107人/月
		実績値 (B)	95人/月	95人/月	
		B/A	93.1%	90.5%	

福祉用具貸与の利用人数、給付費はともに計画値の約9割程度とおおむね計画値どおりに推移しています。

○特定福祉用具購入費

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定福祉用具購入費	給付費	計画値 (A)	397千円	397千円	397千円
		実績値 (B)	402千円	986千円	
		B/A	101.3%	248.4%	
	人数	計画値 (A)	1人/月	1人/月	1人/月
		実績値 (B)	1人/月	2人/月	
		B/A	100.0%	200.0%	

特定福祉用具購入費の利用人数、給付費はともに増加しており、令和4年度は計画値の2倍以上となっています。

○住宅改修費

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修費	給付費	計画値 (A)	1,187千円	1,187千円	1,187千円
		実績値 (B)	981千円	1,248千円	
		B/A	82.6%	105.1%	
	人数	計画値 (A)	1人/月	1人/月	1人/月
		実績値 (B)	1人/月	2人/月	
		B/A	100.0%	200.0%	

住宅改修費については、利用人数、給付費ともに増加しており、令和4年度は計画値を上回る水準となっています。

○特定施設入居者生活介護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定施設入居者生活介護	給付費	計画値 (A)	5,583千円	5,586千円	5,586千円
		実績値 (B)	1,895千円	2,144千円	
		B/A	33.9%	38.4%	
	人数	計画値 (A)	3人/月	3人/月	3人/月
		実績値 (B)	1人/月	1人/月	
		B/A	33.3%	33.3%	

特定施設入居者生活介護の利用人数、給付費はともに計画値の3割程度の水準で推移しています。

2) 地域密着型サービス

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費	計画値 (A)	0千円	0千円	0千円
		実績値 (B)	3,402千円	330千円	
		B/A	-	-	
	人数	計画値 (A)	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値 (B)	1人/月	1人/月	
		B/A	-	-	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、8期計画において数値を見込んでいませんでしたが、令和3、4年度ともに月1人の利用がありました。

○夜間対応型訪問介護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
夜間対応型訪問介護	給付費	計画値 (A)	0千円	0千円	0千円
		実績値 (B)	0千円	0千円	
		B/A	-	-	
	人数	計画値 (A)	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値 (B)	0人/月	0人/月	
		B/A	-	-	

夜間対応型訪問介護については、8期計画において数値を見込んでおらず、これまでのところ、実際の利用もない状況となっています。

○地域密着型通所介護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型通所介護	給付費	計画値 (A)	12,555千円	13,135千円	14,044千円
		実績値 (B)	30,060千円	27,924千円	
		B/A	239.4%	212.6%	
	回数	計画値 (A)	198.0回/月	207.0回/月	221.4回/月
		実績値 (B)	339.5回/月	321.1回/月	
		B/A	171.5%	155.1%	
	人数	計画値 (A)	43人/月	45人/月	48人/月
		実績値 (B)	44人/月	42人/月	
		B/A	102.3%	93.3%	

地域密着型通所介護の利用人数はやや減少していますが、おおむね計画値どおりとなっています。利用回数、給付費もやや減少していますが、計画値を大きく上回る水準で推移していま

す。

○認知症対応型通所介護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型通所介護	給付費	計画値 (A)	0千円	0千円	0千円
		実績値 (B)	346千円	713千円	
		B/A	-	-	
	回数	計画値 (A)	0.0回/月	0.0回/月	0.0回/月
		実績値 (B)	5.3回/月	10.5回/月	
		B/A	-	-	
	人数	計画値 (A)	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値 (B)	1人/月	1人/月	
		B/A	-	-	

認知症対応型通所介護については、8期計画において数値を見込んでいませんでしたが、令和3、4年度ともに月1人の利用がありました。

○小規模多機能型居宅介護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
小規模多機能型居宅介護	給付費	計画値 (A)	3,310千円	3,312千円	3,312千円
		実績値 (B)	1,949千円	9,101千円	
		B/A	58.9%	274.8%	
	人数	計画値 (A)	2人/月	2人/月	2人/月
		実績値 (B)	1人/月	4人/月	
		B/A	50.0%	200.0%	

小規模多機能型居宅介護の利用人数、給付費は大幅に増加しており、令和3年度は計画値の半分程度でしたが、令和4年度は計画値の2倍以上となっています。

○認知症対応型共同生活介護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護	給付費	計画値 (A)	72,161千円	76,277千円	76,741千円
		実績値 (B)	67,239千円	57,895千円	
		B/A	93.2%	75.9%	
	人数	計画値 (A)	23人/月	24人/月	24人/月
		実績値 (B)	23人/月	19人/月	
		B/A	100.0%	79.2%	

認知症対応型共同生活介護の利用人数、給付費は減少しており、令和4年度は計画値の8割弱程度の水準となっています。

○地域密着型特定施設入居者生活介護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	計画値 (A)	0千円	0千円	0千円
		実績値 (B)	0千円	0千円	
		B/A	-	-	
	人数	計画値 (A)	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値 (B)	0人/月	0人/月	
		B/A	-	-	

地域密着型特定施設入居者生活介護については、8期計画において数値を見込んでおらず、これまでのところ、実際の利用もない状況となっています。

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	計画値 (A)	0千円	0千円	0千円
		実績値 (B)	0千円	0千円	
		B/A	-	-	
	人数	計画値 (A)	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値 (B)	0人/月	0人/月	
		B/A	-	-	

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、8期計画において数値を見込んでおらず、これまでのところ、実際の利用もない状況となっています。

○看護小規模多機能型居宅介護

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	計画値 (A)	0千円	0千円	0千円
		実績値 (B)	0千円	0千円	
		B/A	-	-	
	人数	計画値 (A)	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値 (B)	0人/月	0人/月	
		B/A	-	-	

看護小規模多機能型居宅介護については、8期計画において数値を見込んでおらず、これまでのところ、実際の利用もない状況となっています。

3) 施設サービス

○介護老人福祉施設

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	給付費	計画値 (A)	165,309千円	167,232千円	167,479千円
		実績値 (B)	167,874千円	172,167千円	
		B/A	101.6%	103.0%	
	人数	計画値 (A)	51人/月	51人/月	51人/月
		実績値 (B)	52人/月	53人/月	
		B/A	102.0%	103.9%	

介護老人福祉施設については、計画値を上回る水準で推移しています。

○介護老人保健施設

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人保健施設	給付費	計画値 (A)	243,756千円	251,029千円	255,058千円
		実績値 (B)	257,147千円	250,088千円	
		B/A	105.5%	99.6%	
	人数	計画値 (A)	73人/月	74人/月	75人/月
		実績値 (B)	79人/月	77人/月	
		B/A	108.2%	104.1%	

介護老人保健施設の利用人数、給付費ともにやや減少していますが、ほぼ計画値どおりとなっています。

○介護療養型医療施設

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護療養型医療施設	給付費	計画値 (A)	0千円	0千円	0千円
		実績値 (B)	0千円	0千円	
		B/A	-	-	
	人数	計画値 (A)	0人/月	0人/月	0人/月
		実績値 (B)	0人/月	0人/月	
		B/A	-	-	

介護療養型医療施設については、8期計画において数値を見込んでおらず、これまでのところ、実際の利用もない状況となっています。

4) 居宅介護支援

			2021年度	2022年度	2023年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援	給付費	計画値 (A)	33,998千円	34,815千円	35,147千円
		実績値 (B)	33,639千円	36,131千円	
		B/A	98.9%	103.8%	
	人数	計画値 (A)	186人/月	190人/月	192人/月
		実績値 (B)	188人/月	202人/月	
		B/A	101.1%	106.3%	

居宅介護支援の利用人数、給付費はやや増加しており、令和4年度は計画値を上回っています。

3. 各種調査結果のポイント

(1) 日常生活圏域ニーズ調査結果のポイント

■ 高齢者のみの世帯が半数近くを占める。

<世帯構成>

○家族構成をみると、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が28.0%でもっとも多く、「1人暮らし」の20.2%をあわせると、半数近くが65歳以上の高齢者のみの世帯となっています。

■ 加齢にともない介護の必要性は高まる。介護・介助を必要とする原因は「骨折・転倒」、「高齢による衰弱」、主な介護者は身近な家族。

<介護の必要性>

○「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」は5.6%、「現在、何らかの介護を受けている」は5.8%となっています。年齢別にみると、加齢にともなって介護・介助の必要性は高まっています。介護・介助が必要になった原因についてみると、「骨折・転倒」が20.3%、「高齢による衰弱」が15.3%で多くなっています。「現在、何らかの介護を受けている」対象者（30件）に、主な介護者について聞くと、「配偶者（夫・妻）」が50.0%、「娘」が33.3%で多くなっています。

■ 何らかの介護・介助が必要なものの、現在受けていない人の半数は経済的に苦しい。

<経済的状況>

○経済的にみた現在の暮らしの状況については、「苦しい」（「大変苦しい」、「やや苦しい」）は35.7%、「ゆとりがある」（「ややゆとりがある」、「大変ゆとりがある」）の2.3%よりも高い割合となっています。「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」では51.7%が経済的に「苦しい」としています。

■ 足腰の機能は女性や後期高齢者で低下している。

<足腰の機能>

○階段の昇り（18.6%）、椅子からの立ち上がり（11.1%）、15分ぐらいの継続歩行（9.1%）については1～2割弱程度の人が「できない」としており、いずれも「女性」の方ができない人の割合が高く、後期高齢者ほどできない人が多くなっています。

■ 後期高齢者や15分ぐらいの継続歩行ができない人ほど転倒経験した人の割合が高い。

<転倒経験>

○この1年間に転倒経験がある人は28.9%、そのうち何度もある人は7.2%、後期高齢者の方が転倒経験のある人は多く、15分ぐらい歩くことができない人では44.7%と半数近くに転倒経験があるとしています。
○転倒に対する不安は53.8%が持っており、後期高齢者の方が不安感は大きい（前期：48.0%、後期：59.6%）、15分ぐらい歩くことができない人では8割以上、転倒経験のある人では7割以上が転倒に対する不安感を持っています。

■ 経済的にゆとりのある人、15分ぐらいの継続歩行ができる人、転倒経験がない人では外出頻度が高い。

<外出の状況>

- 1週間の外出回数をみると、「週5回以上」が31.5%となっています。「週5回以上」の外出の状況をみると、経済的にゆとりがあるほど回答の割合は高くなっており、その他に15分ぐらい歩くことができる人、転倒経験がない人の方が割合が高くなっています。
- 外出を控えているという人は23.7%、女性、後期高齢者、経済的に苦しい人、15分ぐらい歩くことができない人、転倒経験がある人で外出を控えているという人の割合が高くなっています。
- 外出を控えている理由としては、「足腰などの痛み」(42.6%)がもっとも多く、女性や後期高齢者では、「交通手段がない」といった理由も多く挙げられています。
- 外出時の移動手段としては、「自動車(自分で運転)」が64.7%で突出して多く、女性では「自動車(人に乗せてもらう)」(35.9%)への回答割合が男性に比べて高くなっています。

■ 低体重の人、噛み合わせが良くない人では口腔機能が低下している。

<口腔機能>

- 低体重の人では固いものが食べにくくなった人の割合が高くなっています。また噛み合わせが良くない人では、固いものが食べにくくなった、むせる、口が渇くという人の割合が高くなっています。

■ 後期高齢者、15分ぐらいの継続歩行ができない人、外出頻度が低い人、噛み合わせが良くない人、趣味や生きがいが見つからない人では認知機能が低下している。

<認知機能>

- 後期高齢者の方が、物忘れが多くなった、日にちがわからない、という人の割合が高くなっています。
- 15分ぐらい歩くことができないほど、外出頻度が低いほど、また噛み合わせが良くない人、趣味や生きがいが見つからない人の方が、物忘れが多くなった、日にちがわからない、という人の割合が高くなっています。

■ 日常生活においてできること・できないことは、男性だから・女性だからということで「できるだけしていない」という人も少なくない。

<日常生活の動作>

- 女性や高齢者の方が、1人で外出できない人の占める割合が高くなっています。
- 日用品の買い物や食事の用意、請求書の支払、預貯金の出し入れなどは、男性の方が「できるだけしていない」という人の割合が高くなっています。
- 友人宅の訪問は男性よりも女性の方が、友人の家を訪問する人の割合が高くなっています。
- 趣味や生きがいがある人の方が、友人宅を訪問している人や、家族や友人の相談にのっている人、病人を見舞うことができる人、若い人に自分から話しかけることがある人の占める割合が高くなっています。

■ 趣味や生きがいには経済的なゆとりが必要。

<趣味や生きがい>

- 経済的にゆとりがある人ほど趣味がある人の占める割合が高く、経済的に苦しい人では半数が生きがいを思いつかないとしています。

- 収入のある仕事のほかに高い頻度で活動している地域活動はない。
- 地域活動への参加意向は半数が持っているが、企画・運営としての参加意向は3割程度。

<地域活動>

- 参加率が高い活動は、⑦町内会・自治会（37.2%）、⑧収入のある仕事（23.6%）、③趣味関係のグループ（18.3%）、②スポーツ関係のグループやクラブ（17.6%）などとなっています。週1回以上という参加頻度の高い活動に絞ってみると、⑧収入のある仕事が17.2%と1割を超えていますが、その他に1割を超える活動はありませんでした。
- 地域活動への参加意向は53.0%ですが、企画・運営としての参加意向は33.4%となっています。

- 通いの場への参加条件は、「通いやすい、身近な場所で開催している」こと。

<通いの場・介護予防教室への参加条件>

- どのような条件が整えば通いの場や介護予防教室へ参加したいか、継続して参加したいと思うかを聞くと、「通いやすい、身近な場所で開催している」が46.6%でもっとも多く、ついで「参加者同士が交流できる」が29.5%、「運動や体操ができる」や「内容や雰囲気などの情報が手に入る」が2割台で多くなっています。

- 家族や友人以外の相談相手については3割以上がいないとしている。

<相談相手>

- 心配事や愚痴については、「配偶者」や「友人」に聞いてもらったり聞いてあげたりすることが多く、看病や世話は「配偶者」や子ども（同居・別居）、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」といった身内で互いに行うことが多くなっています。
- 家族や友人・知人以外の相談相手については、「そのような人はいない」が32.6%でもっとも多くなっています。

- 15分ぐらい歩くことができる人や趣味や生きがいがある人の方が友人と会う頻度が高い。
- よく会う友人・知人は、「近所・同じ地域の人」が多い。

<交際・交友関係>

- 友人・知人と会う頻度は、月に数回以上が6割以上を占めています。男性よりも女性の方が友人と会う頻度は高く、15分ぐらい歩くことができる人や趣味や生きがいがある人の方が友人と会う頻度が高くなっています。
- 1か月に会う友人の数は、1～5人程度が半数以上、友人等と会う頻度が低くなるほど会う人数も少なくなっています。よく会う友人・知人は、「近所・同じ地域の人」が63.1%でもっとも多くなっています。

- 15分ぐらい歩くことができる人、噛み合わせが良い人、趣味や生きがいがある人では健康状態についてよいとする人の割合が高い。
- 経済的にゆとりがある人、共食の頻度が高い人、友人等と会う頻度が高い人、趣味や生きがいがある人、健康状態がよい人ほど幸福度は高い。

<健康状態・幸福度>

- 健康状態については「よい」とする人が76.5%、15分ぐらい歩くことができる人、噛み合わせが良い人、趣味や生きがいがある人の方が、そうでない人よりも健康状態がよいとする人の割合が高くなっています。
- 経済的にゆとりがある人、共食の頻度が高い人、友人等と会う頻度が高い人ほど、幸福度は高く、また健康状態がよい人、趣味や生きがいがある人の方が幸福度は高くなっています。

■ **健康状態がよくない人、幸福度が低い人、経済的に苦しい人ではゆううつな気持ちになったり、物事に興味がわかなくなったりする人の割合が高い。**

<こころの健康>

- この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがあるという人は、現在の健康状態がよくない人や、経済的に苦しい人、また幸福度が低い人ほど割合は高くなっています。
- この1か月間、物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくあったという人は、現在の健康状態がよくない人、経済的に苦しい人、また幸福度が低い人で割合が高くなっています。

■ **認知症に関する相談窓口を知っている人は3割程度にとどまっている。**

<認知症について>

- 認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人は9.5%、介護・介助の必要性がある人ほど本人や家族に認知症の症状がある割合が高くなっています。
- 認知症に関する相談窓口を知っている人は28.9%、本人や家族に認知症の症状がある（「はい」）という人では認知症に関する相談窓口を知っている（「はい」）という回答が55.1%と半数を占めています。

(2) 在宅介護実態調査結果のポイント

- 在宅の要介護者の大半は、要支援1～要介護2。
- 主な介護者は「子」、「女性」、「60歳以上」が多い。
- 介護を受ける頻度は「ほぼ毎日」となっており、内容としては「外出の付き添い、送迎等」がもっとも多い。

<調査対象者の年齢>

- 調査対象者の年齢は、「85～89歳」が34.4%、「90歳以上」が24.6%で、85歳以上が59.0%と約6割を占めています。
- 「65～74歳（前期高齢者）」は9.8%、「75歳以上（後期高齢者）」は86.9%となっています。

<調査対象者の要介護度>

- 調査対象者の要支援・要介護認定の状況を見ると、「要支援2」が24.6%でもっとも多く、「要介護1」が23.0%、「要介護2」が19.7%となっています。
- 要支援1・2は39.3%、要介護1・2は42.6%となっています。

<調査対象者が抱えている傷病>

- 調査対象者本人が現在抱えている傷病についてみると、「その他」の他に「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」（24.6%）、「認知症」（24.6%）、「脳血管疾患（脳卒中）」（23.0%）が2割を超え多くなっています。

<訪問診療の利用状況>

- 訪問診療の利用状況を見ると、「利用している」は4.9%で、「利用していない」が95.1%と大半を占めています。

<主な介護者>

- 主な介護者は調査対象者からみると、「子」が62.0%でもっとも多く、「配偶者」が14.0%、「子の配偶者」が10.0%となっており、「同居している」（76.0%）が8割近くを占めています。
- 性別は、「女性」が62.0%と介護者の6割以上を占めています。
- 年齢をみると、「60代」が40.0%でもっとも多く、ついで「50代」が32.0%、70歳以上が20.0%となっています。

<家族等による介護の頻度>

- 家族等からの介護の頻度をみると、「ほぼ毎日ある」が49.2%と約半数を占めています。

<主な介護者が行っている介護>

- 主な介護者が現在行っている介護等の内容をみると、「外出の付き添い、送迎等」が82.0%でもっとも多く、ついで「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が76.0%、「食事の準備（調理等）」（62.0%）や「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」（58.0%）が6割前後で多くなっています。

- 在宅の要介護者の 6 割以上は介護保険サービスを利用。
- 利用している介護保険サービスは「通所系サービス」が多い。
- 介護保険サービス以外のサービスは 7 割以上が利用していないものの、利用しているサービスとしては「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が多い。
- 在宅での生活の継続のために必要と思われる支援・サービスとしても、「外出同行（通院、買い物など）」、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」などの外出支援に関わるサービスが希望されている。

<介護保険サービスの利用状況>

○介護保険サービスの利用状況を見ると、「利用している」が 65.6%、「利用していない」が 34.4%となっています。

<現在利用している介護保険サービス>

○介護保険サービスを利用しているという人（40 件）の現在利用しているサービスを聞くと、「通所系サービス」が 60.0%でもっとも多く、「訪問系サービス」が 42.5%となっています。

<介護保険サービスの未利用理由>

○介護保険サービスを利用していないという人（21 件）に利用していない理由について聞くと、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が 47.6%でもっとも多く、ついで「本人にサービス利用の希望がない」、「家族が介護をするため必要ない」がともに 23.8%となっています。

<介護保険以外の支援・サービスの利用状況>

○介護保険サービス以外の支援・サービスの利用状況を見ると、「利用していない」が 72.1%で 7 割以上は介護保険サービス以外のサービスは利用していないとしています。

○利用しているサービスとしては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（9.8%）が多くなっています。

<在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス>

○在宅での生活の継続のために必要と思われる支援・サービスについては、「特になし」が 50.8%でもっとも多く、必要と思われるものとしては「外出同行（通院、買い物など）」（23.0%）、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（19.7%）などの外出支援に関わるサービスが多くなっています。

- 在宅の要介護者の 9 割は入所・入居を希望しておらず、在宅での生活の継続を希望。

<施設等への入所・入居検討状況>

○施設等への入所・入居検討状況を見ると、「入所・入居は検討していない」が 91.8%を占めています。

○「入所・入居を検討している」は 6.6%、「すでに入所・入居の申し込みをしている」という回答はありませんでした。

<在宅生活継続への希望>

○今後も在宅生活の継続を希望するかを聞くと、90.2%が「希望する」と回答しています。

○「希望しない（施設などへの入所・入居を希望する）」は 9.8%となっています。

■ **主な介護者の半数以上は現在「働いていない」としており、過去1年間で介護のために仕事を辞めた家族は少ない。**

<主な介護者の勤務形態>

○主な介護者の現在の勤務形態をみると、「働いていない」が56.0%と半数以上を占め、「フルタイムで働いている」人（26.0%）の方が「パートタイムで働いている」人（10.0%）よりも多くなっています。

<介護のための離職の有無>

○家族等によって何らかの介護が行われている人（50件）に、調査対象者の介護のために過去1年間に仕事を辞めた家族がいるかどうかについて聞くと、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が84.0%となっており、8割以上は介護のために仕事を辞めた家族はいないとしています。

○「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」は2.0%となっています。

■ **現在主な介護者が働いているという人は多くはないが、4割は介護のために働き方の調整を行っていないとしており、8割以上は今後も介護と仕事の両立は可能としている。**

■ **仕事と介護の両立に向けて効果的な勤め先からの支援としては「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」などが挙げられている。**

<主な介護者の方の働き方の調整の状況>

○主な介護者が現在働いている人（18件）に、介護のために働き方の調整を行っているかについて聞くと、「特に行っていない」が44.4%で、現在働いている主な介護者の4割は介護のために働き方の調整は行っていません。

○調整を行っていることとしては、「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」が38.9%、「介護のために、2～4以外の調整をしながら、働いている」が5.6%となっています。

<仕事と介護の両立に効果的な職場の支援>

○主な介護者が現在働いている人（18件）に、仕事と介護の両立に向けて効果的な勤め先からの支援について聞くと、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」がともに16.7%で多くなっています。

<仕事と介護の両立の継続>

○主な介護者が現在働いている人（18件）に、今後も介護と仕事の両立ができそうかどうかについて聞くと、「問題なく、続けていける」が33.3%、「問題はあるが、何とか続けていける」が50.0%で、あわせると83.3%と8割以上は今後も仕事と介護の両立が可能としています。

○仕事と介護の両立が難しい（「続けていくのは、やや難しい」、「続けていくのは、かなり難しい」）という回答はありませんでした。

<不安に感じる介護等>

○現在の生活を継続していく場合に主な介護者が不安に感じる介護の内容についてみると、「外出の付き添い、送迎等」や「認知症状への対応」がともに22.0%、「日中の排せ」や「屋内の移乗・移動」がともに20.0%で多くなっています。

第3章 計画の基本方向

1. 基本理念

令和7年には団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者となり、さらに令和17年には人口の約3分の1が65歳以上の高齢者となり、令和22年には団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となることが予想されており、第6次八郎潟町総合計画において福祉分野の目標として掲げられている「すこやかに安心して暮らせるまちづくり」を実現していくためには一人ひとりが健康で自立した生活を送るだけでなく、互いに支え合い、サービスの「受け手」としてだけでなく、できることに関しては「支え手」、「担い手」として、主体的に関わっていくことがより一層重要となってきています。

前回計画では、「だれもが人として尊重され、ともに支え合う地域社会をめざす」を基本理念としてこれまで各種の施策に取り組んできました。

本町においては総人口は減少傾向にあり、65歳未満の若い世代が減少傾向にあるだけでなく、今後は65歳以上の高齢者人口もゆるやかに減少していくものと予想されます。

そのため、今後、地域や介護を支える人材を確保するためには高齢者自身も積極的に担い手として関わり、活躍し続けていくことが求められていくことになるのではないかと考えられます。

高齢者を含め、すべての人が地域の中で活躍していくためには、一人ひとりが健康で自立した生活を送るだけでなく、互いを尊重し、自分以外の誰かのためにできることを行っていくことがより必要になってくるものと思われます。

そこで、これまでの基本理念を継承しつつ、高齢者がさらに活躍し続けることができるまちづくりを目指していくために、本計画の基本理念を次のように改め、計画を推進していきます。

**互いを尊重しながら、ともに支え合い、
一人ひとりが誰かのために行動する地域社会をめざす**

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、前回計画と同様に以下の 7 つの基本目標を設定して個々の施策や事業に取り組んでいきます。

基本目標 1 : いきいきとその人らしく暮らすことができるまちづくりの推進

健康でいきいきとその人らしく暮らしていくためには、年齢にとらわれることなく主体的に活動し、自立した生活をしていくための生きがいづくりや健康づくりが重要です。

そのため、高齢者が生涯を通じた活動や生活ができる地域づくりを推進するとともに、高齢者自身が自ら培った技能や知識を生かしながら、社会を支える一員として活躍するための、社会参加や地域貢献等を支援します。

基本目標 2 : 介護予防の総合的な推進

高齢者がより長く健康を維持できるように、地域の実情に応じて効果的な介護予防事業を展開していきます。

介護事業者や、住民ボランティア、NPO、民間企業など、多様な主体との連携を通じ、地域に根ざした支援体制の整備、推進を目指します。

基本目標 3 : 安全・安心な暮らしの確保

災害や感染症などの対策を推進するとともに、高齢者の人権や権利を守り、高齢者が安全に安心して暮らしていくことができるようにしていきます。

基本目標 4 : 地域で支え合う仕組みの構築

すべての高齢者が住み慣れた地域で日常生活を送れるよう地域社会の中で高齢者を支えあう地域包括ケアシステムの構築、高齢者の在宅生活を支えるための介護保険対象外のサービス基盤の整備に努めていきます。

また、災害や感染症などの対策を推進するとともに、高齢者の人権や権利を守り、高齢者が安全に安心して暮らしていくことができるようにしていきます。

基本目標 5 : 認知症対策の総合的な推進

急速な高齢化の進展にともない、認知症の人も増加している状況を踏まえ、国では令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を公布しました。

この中で“地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定・実施する責務を有すること”が明記され、認知症施策推進のための計画を策定し、実施することが求められています。(策定は努力義務で、地域福祉計画や介護保険事業計画との一体的な策定も可能)

本町ではこれまで新オレンジプランと整合を図りながら、認知症の本人や家族による認知症施策の企画・評価等への参画など、当事者の視点や声を重視した取り組みを進めてきました。

今後も、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる「共生社会」(認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会)の実現に向けて、認知症施策を総合的に推進します。

基本目標 6 : 介護保険サービスの推進

要支援・要介護状態になっても安心して生活していくことができるように、必要とされる介護保険サービスを提供していきます。

団塊の世代が 75 歳以上となる令和7年(2025 年)、団塊ジュニアが高齢期を迎える令和22 年(2040 年)を見据え、介護保険制度が持続できるように、本町において必要なサービスの重点化・効率化を進め、介護保険料などの費用負担とのバランスにも配慮しながら、適正規模で本町らしい介護サービスの提供に努めていきます。

基本目標 7 : 福祉を支える基盤の整備

支援を必要とする高齢者が、介護保険や保健福祉のサービスを安心して利用できるよう、事業者への適切な支援・助言や、サービスの質の向上に向けた取り組みを推進するとともに、適切な事業者指導や監査を実施し、制度を適正に運営します。

また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「地域包括ケアシステムの構築」を推進するために必要な社会基盤である福祉・介護人材の不足が深刻となってきています。

医療・介護需要がさらに一層高まることから、介護人材の確保・育成・定着支援に向けた取り組みを進めます。

3. 施策の体系

互いを尊重しながら、ともに支え合い、
一人ひとりが誰かのために行動する地域社会をめざす

基本目標1：いきいきとその人らしく暮らすことができるまちづくりの推進

- (1) いきがいづくり活動の推進
- (2) 交流活動の推進
- (3) 健康づくりの推進
- (4) 自立生活への支援
- (5) 高齢者を見守り・支え合う地域づくりの推進

基本目標2：介護予防の総合的な推進

- (1) 介護予防の推進
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

基本目標3：安全・安心な暮らしの確保

- (1) 安心できる暮らしの確保
- (2) 高齢者の権利擁護の推進
- (3) 安全な暮らしの確保

基本目標4：地域で支え合う仕組みの構築

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域包括支援センターの活動の充実
- (3) 地域ケア会議の推進
- (4) 在宅医療・介護の連携推進
- (5) 生活支援体制整備の推進

基本目標5：認知症対策の総合的な推進

基本目標6：介護保険サービスの推進

- (1) 居宅サービス
- (2) 地域密着型サービス
- (3) 施設サービス

基本目標7：福祉を支える基盤の整備

- (1) 介護給付の適正化の推進
- (2) 福祉を支える人材の育成・確保
- (3) サービスの質の向上

第4章 施策の展開

基本目標1：いきいきとその人らしく暮らすことができるまちづくりの推進

(1) いきがいき活動の推進

○いきがい活動の支援と拠点整備

これまでどおりに継続

【事業概要】

高齢者の生きがい活動や仲間づくりの場の充実を図るとともに、高齢者が利用しやすい環境整備を進めます。また、趣味活動や地域活動、仲間づくりのきっかけとなるような特色ある事業を展開します。
いきがい活動の紹介、活動拠点の整備を今後も継続して実施していきます。

○新たな参加者を募るための周知

これまでどおりに継続

【事業概要】

各種事業や団体の紹介等を、イベント時や広報紙等を通して、より一層の周知を図ることにより、参加を促し、生きがいを持った高齢者を増やすことに努めます。また、家の中に閉じこもりがちな高齢者の方にも、積極的に声かけを行います。広報、町ホームページ、SNSを活用し、事業の周知、参加の呼びかけを今後も継続して実施していきます。

○地域の支え合い活動の支援

これまでどおりに継続

【事業概要】

出前型サロンの活動を広く周知し、運営者の発掘を行うとともに、町内会やNPO法人等が実施する地域の支え合い事業に対し、支援を行います。

○社会貢献活動及び就労への支援

これまでどおりに継続

【事業概要】

高齢者が永年培ってきた経験・知識を、地域で社会貢献活動に結びつけることができるよう支援を行います。また、高齢者自らが主体的に活動できるよう、ボランティア活動や地域活動等の社会貢献活動の普及を推進します。
ボランティア活動等を行う自主団体が地域で活動できるよう支援を検討するとともに、シルバー人材センターの会員の入会促進、周知により、シルバー人材センターを通じた就業機会の拡大に取り組みます。

(2) 交流活動の推進

○老人クラブへの支援・助成

これまでどおりに継続

【事業概要】

各地区の老人クラブ及び八郎潟町老人クラブ連合会は、総会員数 380 人程となっており、各種福祉事業や訪問活動等を行っています。町では、それに対する事業費の一部を助成しています。

老人クラブ会員の減少が課題となっており、事業費を助成しながら、老人クラブ活動の周知、援助を今後も継続して取り組んでいきます。

○敬老式

これまでどおりに継続

【事業概要】

地域社会の発展、町の振興に寄与してきた 75 歳以上の方々に対して敬老を祝います。また、傘寿、米寿、卒寿の方の表彰を行っており、記念品または敬老祝い金を贈呈しています。

○やすらぎ交流会

内容を改善して継続

【事業概要】

高齢者が生きがいをもち、仲間づくりと楽しい老後生活を送れるように、講演会、移動学習会、交流会を開催します。

学習会は年 10 回開催しています。うち 1 回は移動学習会、残りは町内外から講師を招き、話を聞いたり体を動かしたりしながら会員相互の交流を深めながら、会員を増やしていきます

○高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

これまでどおりに継続

【事業概要】

八郎潟町老人クラブ連合会へ助成し、高齢者スポーツ大会、高齢者福祉大会、高齢者趣味作品展、グランドゴルフ大会等を実施します。

高齢者が家庭・地域等社会の各分野で、豊かな経験と知識を活かし、地域の各団体の参加と協力とともに、高齢者の生きがいと社会参加を促進します。

(3) 健康づくりの推進

○健康手帳の交付

これまでどおりに継続

【事業概要】

健康状態を記載し、健康の保持増進に役立ててもらえるよう、健診時や健康教室時に希望者へ配付しています。

健診会場や健康教室会場に置いておくだけでなく、紹介して周知を図ります。

健康手帳の利用が減少しているため、今後も健診や健康教室相談の場で紹介、利用の拡大を図っていきます。

○健康診査

これまでどおりに継続

【事業概要】

特定健診、基本健診、各種がん検診、肝炎検診、結核検診等を受けることができます。70歳以上の方は健診料金無料、日曜健診・個別医療機関方式での特定健診・基本健診の実施等、健診を受けやすい体制づくりに取り組んでいます。

また、歯科健診も個別医療機関方式で実施しています。健診の必要性の周知や、健診を受けやすくするための環境整備を行い、受診率向上に努めます。

新型コロナウイルス感染症の流行により受診率が減少しましたが、受診勧奨（通知・電話）により、流行前の実績に近づいています。

歯科健診は保険証交付時や80歳到達の方に対し受診勧奨することで受診者数が増加しましたが、全体的に受診率は低い状況となっています。

○健康相談

内容を改善して継続

【事業概要】

町の健診終了後より月に1度「食と健康の相談日」として、保健師・管理栄養士による相談会を実施しています。また、臨床心理士による「心の健康相談会」等、その他の関係機関と連携を図りながら健康教室や相談を開催しています。

町民が心身ともに健康で過ごせるように、必要な支援を行います。また、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

新型コロナウイルス感染症の流行により地区開催の健康相談開催回数が激減しました。感染症流行禍には行動制限等によりうつ傾向や身体面でも健康状態が悪化するケースも見られました。対面での事業展開に限らず、Webなど対面に代わる方法も今後検討していきます。

○普及啓発用リーフレット作成

これまでどおりに継続

【事業概要】

健診案内時にはがん検診に関するリーフレット、健康教室時には健康・病気等についてのリーフレットを配布しています。また、町の健康に関する情報（各種健康教室紹介・町内ウォーキングマップ等）のリーフレットを作成し全戸配布しています。健康への意識を高めてもらうよう今後も継続します。

健康マップは保健と介護の両方の事業紹介をしており、自分の体力や年齢にあったものを選択できるため好評となっていました。町の資源を有効に活用していただくためのツールとして今後も内容等を検討しながら発行していきます。

○老人憩いの家入浴サービス

これまでどおりに継続

【事業概要】

老人憩いの家（寿山荘・弁天荘）での入浴機会を提供することにより、健康増進と交流やふれあいを図ることを目的としています。入浴サービスは、週2回（火・木曜日）となっております。

○メンタルヘルスサポーター自主活動支援事業

内容（規模）を拡大して継続

【事業概要】

こころの健康づくりや自殺予防活動に関する基礎的な知識と技術を身につけボランティアとして活動する住民を育成しており、育成されたサポーターが中心となって定期的にサロンを開催しています。サポーターは悩みを抱える方を専門機関へつなぐ橋渡し役を担っています。今後もサロンの充実を推進します。

地域に出向いての出前サロン等は開催数が減ったものの、通常のサロンは参加者数も多く、高齢者の孤立化の防止に成果がみられます。開催施設が2か所であるため、地区が限定され参加者の固定化が課題となっているため、今後は他地区へも出向き、地域全体での取り組みができるよう推進していきます。

○保健事業と介護予防の一体化事業

内容（規模）を拡大して継続

【事業概要】

後期高齢者の健康増進及び健康寿命の延伸を目的とし、保健事業と介護予防を一体的に実施します。地域の通いの場に医療専門職を派遣し、健康相談を実施するなど、住民にとってより身近な相談体制の強化を図り、個別の支援としては家庭訪問等で健康状況の把握や保健指導に努めます。

フレイル予防や生活習慣病重症化予防を重点的に実施していますが、単発的な取り組みが多いため効果判定が難しい状況となっています。

また、ハイリスクアプローチにおいて他関係機関（特に医療機関）との連携がまだ不十分なため、今後連携体制の構築に向けて検討を進めていきます。

(4) 自立生活への支援

○紙おむつ等利用券交付事業

これまでどおりに継続

【事業概要】

介護保険の要介護4、5及び障がい者を介護している家族が対象。
月6,000円分を上限に、1枚1,000円の利用券を、年4回にわけて交付します。

○通院タクシー利用券交付事業

これまでどおりに継続

【事業概要】

通院時のタクシー料金を補助する「タクシー利用券」を交付しています。
介護保険の要介護1～5の方、身体障害者手帳1～3級の方（通院で人工透析治療を受けている方を除く）、身体障害者手帳所持者で下肢に障がいのある方、療育手帳Aの方が対象。片道につき、500円の利用券を1枚使用することができます。月3,000円分（6枚）の利用券を、年4回にわけて交付します。

○介護タクシー利用料補助事業

内容を改善して継続

【事業概要】

在宅の要援護高齢者や心身障がい者等に対し、一般の交通機関を利用することが困難な方で、車イスやストレッチャー装具で車に乗り入れなければ交通移動ができない方を対象に補助します。

利用者が少なく、予定していた内容には至っていないため、より事業の周知に努めていきます。

○配食サービス事業

これまでどおりに継続

【事業概要】

町内の70歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者世帯、その他障がいなどにより買い物や調理が困難であると判断される世帯等に対して、週2回食事を配食し、栄養改善、健康増進を図るとともに安否確認を行います。町が事業費を補助し、社会福祉協議会が実施しています。

調理・声掛け・運転ボランティアの方々の理解と協力を得て、週2回（火・金曜日）夕食を配食しています。利用者からも好評です。配食にボランティアの方々から協力していただくことで、地域とのつながりや安否確認の機会にもなっています。地域の方々の協力をいただきながら今後も継続して取り組んでいきます。

(5) 高齢者を見守り・支え合う地域づくりの推進

○地域福祉協力員設置事業

これまでどおりに継続

【事業概要】

各町内会、おおむね 50 世帯に対し 1 名の地域福祉協力員を設置し、民生児童委員と連携を取りながら、高齢者の見守りや声かけを行います。町が事業費を補助し、社会福祉協議会が実施しています。

社協広報の配布などの機会を通じて地域への訪問活動や声かけを行っていただいております。活動を通じて気になったことがあった際は、民生児童委員や町、社協へ情報提供をお願いしています。また、豪雨や台風の際には心配される世帯等への声かけや被害状況の報告などにも協力してもらっています。

町や社協で行う研修会やサロン活動などへも参加していただき、地域とのつながりを持つ活動へご協力いただいております。

地域福祉協力員の任期を 3 年としていますが、町内会によっては地区ごとの役職の任期に合わせて交代している地域もあり、町内会により任期が違う場合があります。また、現在ご協力いただいている方も徐々に高齢化してきており、今後の担い手確保が課題となっています。

民生児童委員やその他各関係機関との連携を図りながら、今後も継続して取り組んでいきます。

○くらしの安心サポート支援事業（除雪機械の貸与、間口等除雪支援）

これまでどおりに継続

【事業概要】

一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯に対し、町内会等ボランティアが除排雪をする際に、無償で除雪機械を貸出しします。

間口等除雪支援事業の作業内容については、災害時の避難確保のための除雪として、道路除雪で寄せられた間口の除雪、玄関から道路までの通路確保及び、生活に必要な箇所を 1 回当たり、30 分を上限に実施しています。

○シルバー人材センター運営事業

これまでどおりに継続

【事業概要】

就労を希望する高齢者の就業機会を増大させ、その生きがい充実及び福祉の増進に寄与しているシルバー人材センターに対して、運営費の一部を補助しています。

○老人クラブによる見守り活動

これまでどおりに継続

【事業概要】

老人クラブ会員が友愛活動として、近隣に居住する病弱や寝たきり、一人暮らし高齢者の家庭を定期的に訪問し、話し相手になることにより、孤独の解消を図ります。

老人クラブ新規会員の確保が課題となっており、事業費の助成を行いながら、老人クラブ活動の周知、援助を今後も継続して取り組んでいきます。

○家族介護慰労金支給

これまでどおりに継続

【事業概要】

要介護4・要介護5の認定を受けていて過去1年間、介護保険のサービスを利用しなかった場合（1週間程度の短期入所を除く）、病院・診療所に90日を超える長期入院をしていない者を介護している家族に対して慰労金を支給します。

基本目標 2 : 介護予防の総合的な推進

(1) 介護予防の推進

○介護予防の推進

これまでどおりに継続

【事業概要】

高齢化にともない、介護を必要とする高齢者が増加し、いかに元気な高齢者を増やしていくかが重要となります。

町が独自で行う介護予防事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目的としています。

要支援、要介護の第一の原因は運動機能の障害にあるため、運動器の維持向上のための中高年齢、各年代や性別に合わせた運動教室や健康教室を定期的で開催してきました。

教室参加をきっかけに、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援して、生活の質の向上を目指しています。

介護予防事業への新規参加者が増える反面、高齢化率の上昇、病気やけがにより要介護状態となってしまう、教室への参加が困難になった場合があります。

今後もより多くの人々が介護予防事業に参加することができるように継続して取り組んでいきます。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

1) 介護予防・生活支援サービス事業

○訪問型サービス

これまでどおりに継続

【事業概要】

事業対象者・要支援と認定された方に対し、自宅を訪問して、食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や、掃除・洗濯・調理などの生活援助を行うサービスです。

独居一人暮らし高齢者の増加にともない、掃除や買い物代行などのニーズが増えています。専門的なサービスが必要な対象者に対しては、訪問介護員が生活機能向上のための身体介護・生活援助を提供していきます。

○通所型サービス

これまでどおりに継続

【事業概要】

事業対象者・要支援と認定された方に対し、機能訓練や集いの場等、日常生活上の支援を行うサービスです。

高齢者の通いの場等の利用が難しい方や集中的に生活機能向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる方が、第1号通所介護事業所に通所し機能訓練等を行っています。

○生活支援サービス

これまでどおりに継続

【事業概要】

事業対象者・要支援と認定された方に対して、日常生活を支援するサービスを提供します。サービスの種類として栄養改善や見守りを目的とした配食、住民ボランティアなどによる定期的な訪問による見守り、訪問型サービス・通所型サービスに準じる自立支援に役立つ生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等）等を検討しています。

○介護予防ケアマネジメント事業

これまでどおりに継続

【事業概要】

事業対象者・要支援と認定された方に対し、総合事業によるサービスが適切に提供できるようケアプランを作成します。

要支援者などに対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取り組みを生活の中に取り入れるように支援を行っています。

本人の望む生活をふまえて、サービスありきの支援にならないように調整をしながら今後も継続して取り組んでいきます。

2) 一般介護予防事業

○介護予防普及啓発事業

これまでどおりに継続

【事業概要】

介護予防の基本的な知識を普及するため、パンフレット等の作成や配布、講座などを開催し、地域における自主的な介護予防の活動を支援してまいります。また、65歳以上の高齢者が主体的に参加できるように、年代、性別にあった教室を展開してまいります。

教室参加をきっかけに、地域との交流が増え、介護予防に意欲的になるように働きかけ、今後も参加者の状況を踏まえながら継続して取り組んでまいります。

①運動教室関係

事業名	対象年齢	実施内容	事業概要
筋肉くらぶ	65歳以上 運動に支障のない方	ストレッチ 転倒予防体操	転倒予防体操を中心に身体を動かし、現在の体力の維持、向上を目的として行う運動教室。
からだスッキリ運動教室	65歳以上の男性 運動に支障のない方	筋力アップトレーニング ストレッチ 柔軟性を高める運動指導	男性限定。バランス能力や筋力アップなどのトレーニングを効率よく行うための運動教室。
ストレッチ教室	65歳以上	血圧測定・健康相談 チェアストレッチ	座りながら行えるストレッチを中心に、現在の体力の維持、向上を目的として行っている運動教室。
からだイキイキ運動塾	65歳以上 運動に支障のない方	筋力アップトレーニング ストレッチ 柔軟性を高める運動指導	生活習慣病の予防・改善のため、日常生活の活動量をあげ、筋力低下の予防・改善のための、少しきつめの筋力アップトレーニングを行う運動教室。
おたっしやくらぶ (寿山荘、高岡、川崎)	おおむね 65歳以上	血圧測定・健康相談 ストレッチ 柔軟性を高める運動指導	転倒予防体操を中心に現在の体力の維持、向上を目的として各地で行っている運動教室。

＜参加者数目標値＞

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
筋筋くらぶ	500人	490人	480人
からだスッキリ運動教室	150人	150人	150人
ストレッチ教室	420人	430人	440人
からだイキイキ運動塾	200人	220人	240人
寿山荘おたっしやくらぶ	250人	250人	250人
高岡おたっしやくらぶ	250人	250人	250人
川崎おたっしやくらぶ	100人	100人	100人
合計	1,870人	1,890人	1,910人

＜アンケート評価目標値＞

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
体操の内容 「良い」「まあまあ良い」	80%以上	80%以上	80%以上
教室が楽しみ 「楽しみ」「まあまあ楽しみ」	80%以上	80%以上	80%以上
介護予防の意識 「高まった」「まあまあ高まった」	80%以上	80%以上	80%以上

＜体力測定目標値＞

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
握力	評価3以上が 70%以上	評価3以上が 70%以上	評価3以上が 70%以上
片足立ち	評価3以上が 70%以上	評価3以上が 70%以上	評価3以上が 70%以上
筋肉量	標準以上が 70%以上	標準以上が 70%以上	標準以上が 70%以上

②健康教室関係

事業名	対象年齢	実施内容	事業概要
介護予防大学	制限なし	介護予防講座	豊かな老後に向けた心とからだの健康づくり、介護予防講座。
老人クラブ等健康教室	65歳以上	健康相談 健康講話	老人クラブ等からの要請等により血圧測定や介護予防の普及を図る。
介護予防手帳の交付	65歳以上	介護予防手帳の交付 介護保険の普及啓発	高齢者が介護保険・介護予防について理解し、住み慣れた地域生活をする支援ツールとして、介護予防手帳を交付する。

○地域介護予防活動支援事業

これまでどおりに継続

【事業概要】

地域包括支援センターの介護予防教室から介護予防自主グループへと発展した団体に、その活動の充実を図るため、運動講師を派遣し介護予防活動を継続できるように育成・支援を行います。また、介護予防に関心のある住民に対し、介護予防自主グループの紹介を行います。

＜参加者数目標値＞

団体名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	派遣回数	参加者	派遣回数	参加者	派遣回数	参加者
シニアパワークラブ	20回	390人	20回	390人	20回	390人
さくらサークル	20回	170人	20回	170人	20回	170人
きら星サークル	20回	240人	20回	240人	20回	240人
合計	60回	800人	60回	800人	60回	800人

基本目標 3 : 安全・安心な暮らしの確保

(1) 安心できる暮らしの確保

○高齢者の住まいの安定的な確保

これまでどおりに継続

【事業概要】

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、住まいやまちづくりにおいて安全・快適さを確保することが必要となっています。持家でのバリアフリー化について、介護保険の住宅改修制度の周知に努めます。

地域住民対し、住み慣れた自宅で安心、安全に生活できるために、住民へ住宅改修の周知を継続します。

○一人暮らし高齢者等緊急通報システムの設置

内容を改善して継続

【事業概要】

一人暮らしの高齢者等を対象に、安心して生活が送れるように、24時間365日いつでも緊急時に連絡がとれる緊急通報システムを設置します。また、緊急通報以外でも、装置を利用して、看護師や相談員がいつでも健康や医療の相談に応じます。

(2) 高齢者の権利擁護の推進

○虐待防止の推進

これまでどおりに継続

【事業概要】

平成18年4月1日に「高齢者虐待防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、養護者による高齢者虐待防止及び虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対する相談、指導、助言を行うことになりました。地域包括支援センターを高齢者虐待の通報・相談窓口としています。また、消費者被害を防ぐため、関係機関が連携して情報発信や普及啓発に取り組みます。

○成年後見制度利用促進

新規事業

【事業概要】

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、本人の権利を守るために選任された援助者（成年後見人等）により、本人を法的に支援する制度です。

国の成年後見制度利用促進計画に基づき、町でも成年後見制度を必要とする人が適切に制度の利用につながり、その人の権利が守られる地域づくりを目指します。

①相談支援②利用支援③チーム支援④普及啓発。これらの役割を担う「中核機関」を町に設置し、住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしい安心した生活を継続できるように権利擁護の手段として成年後見制度利用促進に努めます。

(3) 安全な暮らしの確保

○災害時支援体制の充実

これまでどおりに継続

【事業概要】

大規模災害（地震、大雨、豪雪等）が発生した場合に備え、安全対策の体制づくりを進めていきます。

特に、一人暮らしや要介護状態にある等、災害時に一人では避難できない高齢者の安全確保に向けた対策として、要配慮者・避難行動要支援者名簿に未登録となっている方に対して、定期的に周知・登録勧奨を行い、要配慮者・避難行動要支援者名簿登録者の拡大を図って行きます。

また、災害時に備え、関係機関等と情報を共有・連携することにより安否確認・避難支援体制の充実を図るとともに、八郎潟町防災計画に基づいた災害時支援体制を進めます。

○感染症対策の推進

内容を改善して継続

【事業概要】

高齢者に対し、新型コロナワクチン集団個別接種の実施や、インフルエンザ・肺炎球菌ワクチン予防接種にかかる費用の助成を行うことにより接種率を高め、感染や重症化の予防を図ります。

コロナワクチンに関しては集団個別ともに高い接種率であり、被接種者にとって受けやすい体制を確保することができました。今後は接種体制が集団から個別へシフトするため利用しやすい体制構築を検討していきます。またインフルエンザ・肺炎球菌は接種率が低いため、今後も接種勧奨に向けた取り組みを行っていきます。

基本目標 4 : 地域で支え合う仕組みの構築

(1) 地域包括支援センターの機能強化

○地域包括支援センターの機能強化

これまでどおりに継続

【事業概要】

地域包括支援センターは、地域における総合的な福祉の増進を図り、高齢者を地域で支えるシステムを構築していく中核的な機関として位置付けられています。本町では平成 18 年 4 月よりセンターを設置し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の資格を有する職員を配置しています。

運営に当たっては、医療に従事する方、被保険者の代表、識見を有する方等によって構成された「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、地域包括支援センターにおける業務の適切な運営と公平・中立性の確保を図るとともに、意見・情報の交換をし、地域の課題を共有します。

地域包括ケアシステムの構築のために、また、高齢者の在宅での安心・安全な生活を支える仕組みを構築するために、多機関、多職種と連携をし、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

多問題事例への対策が必要であり、適切な人員確保や業務負担軽減に努めるほか、職員の資質向上のために研修等を紹介し、センター運営に必要な環境が確保されるように、今後も継続して取り組んでいきます。

(2) 地域包括支援センターの活動の充実

○介護予防支援事業

これまでどおりに継続

【事業概要】

高齢者が要介護状態になることを予防するため、その心身の状況、そのおかれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択にもとづき介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう、介護予防支援を行います。

○総合相談支援事業

これまでどおりに継続

【事業概要】

高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、地域におけるネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態を幅広く把握し相談を受け、適切なサービスまたは制度につなげる等の支援を行います。

○権利擁護事業

これまでどおりに継続

【事業概要】

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題解決できない、適切なサービスへつながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行います。

○地域包括支援センターにおける人材の育成・確保

これまでどおりに継続

【事業概要】

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等、専門性と知識・経験を要求される人材については、定期的な研修により資質の向上に努めていきます。

地域包括支援センターの必要人員が確保されるように、今後も継続して取り組んでいきます。

(3) 地域ケア会議の推進

○地域ケア会議の推進

これまでどおりに継続

【事業概要】

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・保健福祉の専門職との連携、在宅と施設との連携、協力体制の整備等、包括的かつ継続的なケア体制の構築を行います。

個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行う地域ケア会議を開催します。また、医療・介護関係者など多職種が協働して個別事例の検討や課題の分析を行う自立支援型地域ケア会議も実施し、地域課題の抽出をします。

(4) 在宅医療・介護の連携推進

○在宅医療・介護の連携推進

これまでどおりに継続

【事業概要】

医療・介護の連携は、介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業における在宅医療・介護連携推進事業として位置付け、平成 30 年 4 月より全国的に取り組みられています。

地域医師会等の関係機関と協力・連携し、多職種協働により在宅医療・介護を包括的かつ継続的に提供できる体制の構築を推進します。また、近隣町村と連携しながら広域的な実施体制を整備していきます。

今後も医療機関や近隣町村と協力し、継続して事業を推進していきます。

(5) 生活支援体制整備の推進

○生活支援体制整備事業

これまでどおりに継続

【事業概要】

生活支援体制整備事業は地域住民、ボランティア、NPO などの各種団体、企業の関係者など様々な人が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に推進することを目的とした事業です。この事業を推進する「生活支援コーディネーター」を中心に高齢社会を支える地域づくりを進めていきます。

基本目標 5 : 認知症対策の総合的な推進

○認知症施策の推進

これまでどおりに継続

【事業概要】

認知症施策については、平成 29 年度に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の基本的な考え方が法律上にも位置付けられました。

また、令和元年度には、認知症施策推進大綱が制定され、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことを基本的な考え方として定めています。

令和 5 年 6 月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が発表され、地方公共団体は基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有することが明記されました。

<基本理念>

- ①本人の意向尊重
- ②国民の理解による共生社会の実現
- ③社会活動参加の機会確保
- ④切れ目ない保健医療・福祉サービスの提供
- ⑤本人家族等への支援
- ⑥予防・リハビリテーション等の研究開発推進
- ⑦関連分野の総合的な取り組み

<基本施策>

- ①認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥相談体制の整備等
- ⑦研究等の推進等
- ⑧認知症の予防等
- ※その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

高齢化の進行にともない、認知症高齢者の増加が予測され、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯も増加していることにより、地域が一体となって認知症高齢者を支えることが重要となっています。

本町では、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会」の実現を目指し、地域での見守り体制の構築や関係機関との連携強化に今後も継続して取り組んでいきます。

○認知症初期集中支援チーム

これまでどおりに継続

【事業概要】

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチームです。地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置しています。

認知症に関する相談で専門医の意見を要すると判断した場合は、認知症サポート医を含むチーム員会議を開催し、認知症の早期発見・早期治療を含めた総合的な支援をしています。

○認知症地域支援推進員の配置

これまでどおりに継続

【事業概要】

地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症カフェの企画調整や認知症に関する相談を行っています。

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、継続して認知症施策や事業の企画調整等を行います。

今後も継続して、認知症の相談窓口があるということを広く周知し、地域の要支援者を援助していきます。

○認知症サポーターの養成と活動の支援

これまでどおりに継続

【事業概要】

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組みます。

住民への認知症への意識付けを高めるために、今後も継続して地区介入を行っていきます。

○認知症カフェ運営事業

これまでどおりに継続

【事業概要】

認知症の人とその家族、地域住民、医療介護関係者等の誰もが参加でき、集うことのできる認知症カフェを開催します。実施内容は、以下のものとします。

- ①認知症の人とその家族、地域住民等が気軽に集える場所の提供
 - ②認知症の人が自ら活動し、楽しめる内容の提供
 - ③利用者相互の交流や情報交換
 - ④認知症に関する相談の対応
- 町内事業所等と協力しながら、事業運営に取り組んでいきます。

○認知症ケアパスの周知

これまでどおりに継続

【事業概要】

認知症の人の生活機能障害の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるか、具体的な機関名やケア内容等を、あらかじめ、認知症の人とその家族に提示する「認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」を示すものです。令和元年度に「八郎潟町認知症あんしんガイドブック」を作成し、全戸配布を行っています。

認知症ケアパスを活用し、認知症の進行にあわせた適切な支援を行います。今後も適宜、ガイドブックの情報の更新を検討しながら、継続して取り組んでいきます。

○医療・介護等の有機的な連携の推進

これまでどおりに継続

【事業概要】

認知症ケアパスや認知症初期集中支援チームを活用して、様々な関係機関との情報共有や連携を推進します。

○介護者への支援

これまでどおりに継続

【事業概要】

家族向けの認知症介護教室を実施し、合わせて家族介護者の精神面をケアするための個別相談や、虐待防止・相談に応じます。

○生活の支援（ソフト）

これまでどおりに継続

【事業概要】

家事援助、配食、買い物支援等、これまでの介護保険や地域支援事業を有効に活用し、総合事業における支援体制を構築します。

○地域で見守る認知症SOSネットワーク事業

新規事業

【事業概要】

徘徊または行方不明になるおそれのある認知症高齢者等を事前に登録し、事案発生時には早期発見するため関係機関等との協力体制を構築し、高齢者等の安全確保及びその家族等への支援を図ります。

基本目標 6 : 介護保険サービスの推進

(1) 居宅サービス

○訪問介護

これまでどおりに継続

【事業概要】

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問して、身体介護や日常生活の支援等のサービスを提供します。

○訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

これまでどおりに継続

【事業概要】

訪問入浴車で家庭を訪問して、入浴のサービスを提供します。

○訪問看護・介護予防訪問看護

これまでどおりに継続

【事業概要】

看護師等が家庭を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助等のサービスを提供します。

○訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

これまでどおりに継続

【事業概要】

理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問して、心身の機能回復や日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なサービスを提供します。

○居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

これまでどおりに継続

【事業概要】

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が家庭を訪問して、療養上必要な指導等のサービスを提供します。

○通所介護

これまでどおりに継続

【事業概要】

デイサービスセンター等で入浴、食事の提供や生活に関する相談等の日常生活の支援の他、機能訓練等のサービスを提供します。

○通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

これまでどおりに継続

【事業概要】

介護老人保健施設や病院等で心身の機能回復を図り日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なサービスを提供します。

○短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

これまでどおりに継続

【事業概要】

介護老人福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護やその他日常生活上の支援や機能訓練等のサービスを提供します。また、利用者家族の病気や冠婚葬祭、出張等で一時的に在宅介護の困難時にも利用できます。

○短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

これまでどおりに継続

【事業概要】

医療機関や介護老人保健施設等に短期間入所してもらい、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の支援等のサービスを提供します。

○福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

これまでどおりに継続

【事業概要】

日常生活の自立を助けるための、車イスや特殊寝台等の福祉用具を貸与します。

○特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

これまでどおりに継続

【事業概要】

ポータブルトイレや入浴補助用具等、排せつや入浴に使われる福祉用具の購入費の一部を支給します。

○住宅改修費支給・介護予防住宅改修費支給

これまでどおりに継続

【事業概要】

手すりの取付けや段差解消等の小規模な住宅改修費の一部を支給します。

○居宅介護支援・介護予防居宅介護支援

これまでどおりに継続

【事業概要】

居宅で介護を受ける要介護者の心身の状況、希望等を踏まえ、介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス提供機関との連絡調整を行います。

(2) 地域密着型サービス

○認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

これまでどおりに継続

【事業概要】

認知症の人を対象に、デイサービスセンターで入浴、食事の提供や生活に関する相談等の日常生活の支援、機能訓練等のサービスを提供します。

○認知症対応型共同生活介護

これまでどおりに継続

【事業概要】

軽度から中度の認知症状のある高齢者等が共同（5～9人）で生活し、食事、入浴等の介護その他の日常生活の支援及び機能訓練等のサービスを提供します。

○夜間対応型訪問介護

これまでどおりに継続

【事業概要】

夜間において、定期的な巡回訪問又は通報を受け、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上のサービスを提供します。

○小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

これまでどおりに継続

【事業概要】

在宅の要介護者を対象に「通所・訪問・宿泊等」を、利用者の状態や希望に応じてそれぞれのサービスを組み合わせて提供することで、住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援します。

○地域密着型特定施設入居者生活介護

これまでどおりに継続

【事業概要】

有料老人ホームやケアハウス等に入居している要介護者に対し、介護サービス計画に基づいて、機能訓練や入浴、排せつ、食事等の介護及びその他の日常生活の支援等のサービスを提供します。

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

これまでどおりに継続

【事業概要】

入所者に、介護サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活の支援、機能訓練及び健康管理等のサービスを提供します。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

これまでどおりに継続

【事業概要】

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時のサービスを提供します。

○看護小規模多機能型居宅介護

これまでどおりに継続

【事業概要】

小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供します。

○地域密着型通所介護

これまでどおりに継続

【事業概要】

定員 18 人以下の通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

(3) 施設サービス

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

これまでどおりに継続

【事業概要】

入所者に、介護サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活の世話、機能訓練及び健康管理等のサービスを提供します。

○介護老人保健施設（老人保健施設）

これまでどおりに継続

【事業概要】

入所者に、介護サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療等のサービスを提供します。

○介護医療院

これまでどおりに継続

【事業概要】

「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設で、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。

基本目標 7 : 福祉を支える基盤の整備

(1) 介護給付の適正化の推進

○介護給付の適正化

これまでどおりに継続

〔事業概要〕

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果として費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

本町では、国の「『介護給付適正化計画』に関する指針」に基づき、秋田県と整合を図りながら、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、縦覧点検・医療情報との突合といった主要3事業や介護給付の適正化に資する事業の強化に努めます。

①要介護認定の適正化

要介護（要支援）の認定は、介護保険法の定めにより、全国一律の基準に基づき行う必要があります。適切に認定審査が行われるよう、調査の平準化を図るとともに、認定調査員の資質向上に努めます。また、すべての調査内容を点検すること等により、適正な要介護認定を行います。

②ケアプランの点検

個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するために、介護支援専門員が作成したケアプラン等を一緒に確認検証することで、介護支援専門員の悩みやつまずきを把握するとともに、受給者の自立支援に向けたケアプラン作成への支援を行うことが必要となります。

そのために、秋田県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）の適正化システムにより提供された資料等を活用し、介護支援専門員や居宅介護支援事業所のケアプランの作成傾向を分析し、まずはケアプラン点検を行うためのポイントの整理等を行うことから始めていきます。その後、対象事業所を絞る等、一部分ずつからケアプラン点検を行っていきます。

住宅改修の点検については、事前協議の際に住宅改修の必要性等を確認し、改修箇所についても、施工前後の写真により確認を行うことで、受給者の身体状況に応じた適切な改修となっているか審査を行っています。また、福祉用具購入についても、購入の必要性等については介護支援専門員に随時確認を行っています。貸与については、軽度の要介護者に係るものに関しては、医師からの福祉用具の必要性が分かる意見書等を添付するよう、介護支援専門員に指導し、確認を行っています。

ただし、受給者の身体状況に応じた住宅改修や福祉用具購入かどうか、書類や介護支援専門員への聞き取りだけでは判断が難しいケースについては、訪問調査を行い、現場及び現物確認を行っていきます。

③縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検及び医療情報との突合については、国保連に業務委託をしております。

縦覧点検は、利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・日数等の点検を行います。

医療情報との突合は、後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報の突合、事業者への照会・確認等を行い、給付日数や提供されたサービスの整合性を図る等、請求内容の適正化を図ります。

〔介護給付適正化の実施目標〕

事業名		実施内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定の適正化		調査員以外の職員による、調査票や調査内容の点検を行う。	申請全件	申請全件	申請全件
ケアプランの点検	ケアプランの点検	抽出による点検を行い、居宅介護事業所に対しアリングを実施する。	年2回	年2回	年2回
	住宅改修の点検	施工前に利用者宅を訪問調査し、現地確認を行う。	申請全件	申請全件	申請全件
	福祉用具購入調査	利用者の身体状況に応じた必要性や利用状況等を確認し、疑義がある場合は事業者への照会や訪問等による実態調査を実施する。	申請全件	申請全件	申請全件
	福祉用具貸与調査	「福祉用具貸与費一覧表」を活用して、請求単位数の確認を行い、国の平均額と大きな乖離がある等、疑義がある場合は事業所へ確認を行う。	隔月実施	隔月実施	隔月実施
縦覧点検・医療との突合		国保連へ委託して実施する。突合結果について確認し、疑義があるものについて事業所への照会や過誤調整を実施する。	毎月実施	毎月実施	毎月実施

(2) 福祉を支える人材の育成・確保

○介護の仕事の周知・啓発

これまでどおりに継続

【事業概要】

高校生や社会人などを対象に、各種の情報提供を行い、将来の進路の選択肢の一つとして介護職を意識してもらえよう取り組んでいきます。

○キャリアパス制度の導入・運用支援の検討

これまでどおりに継続

【事業概要】

介護サービス事業所で働く職員が、仕事に対する誇りとやりがいを持って働き続けることができるよう、経営者等に対する労働環境の改善をテーマにした研修の実施や、意欲や能力に応じたキャリアパス制度の導入・運用支援を検討していきます。

○介護ロボット導入支援事業の効果検証と介護ロボットの活用の検討

これまでどおりに継続

【事業概要】

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に向け、人工知能（AI）などを活用した介護ロボットの開発・普及に向けた取り組みが加速しています。

介護ロボット導入事例の効果を検証するとともに、国などの動向を見据えて、介護ロボットの活用について検討を進めていきます。

(3) サービスの質の向上

○苦情・事故報告

これまでどおりに継続

【事業概要】

苦情・事故報告書提出について法令等に基づく報告基準や目安などを含めた周知徹底を継続的にを行い、提出の必要性を意識づけていきます。

町の指導検査等を通じて、事業所の運営やサービス提供の状況を把握するとともに、国や県の動向に注視しつつ、必要に応じて連携を図ることで適切な指導・助言を行い、事業者のサービスの質の向上を支援していきます。

また、第三者機関を活用し、苦情の活用方法や事故の未然防止等、サービスの質の向上につながる方策を検討し、実践に向けて取り組んでいきます。

○介護人材育成セミナーの周知・啓発

これまでどおりに継続

【事業概要】

働きやすい雇用環境づくりなどをテーマとした経営者向けの介護人材育成セミナーを開催し、先行する経営者の取組事例を紹介していくことで、経営者自らのサービスの向上に向けた意識改革を支援していきます。

○事業者への適切な指導・監査の実施

これまでどおりに継続

【事業概要】

介護保険法に基づき、介護サービス事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取り扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底することを目的に指導を行います。指導にあたっては、事業所における実地指導のほか、必要な指導の内容に応じて、講習等の方法により行う集団指導を実施し、介護サービス事業所の適正な運営とサービスの質の確保に向け、効果的な指導に取り組みます。

重大な指定基準違反や介護報酬の請求に関する不正・不当がある場合等には、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的に監査を実施します。

○わかりやすいサービス情報の提供

これまでどおりに継続

【事業概要】

介護保険制度が多様化・複雑化する中で、利用者やその家族、地域住民等が正しく情報を理解し、サービスを活用できるよう、情報提供の様々な手法を検証し、サービスを必要とする人にとって解りやすい方法を検討していきます。

○苦情対応の充実（職員研修）

これまでどおりに継続

【事業概要】

第三者機関への町民からの申立てに対して適正に対応していくとともに、第三者機関の存在に関する情報提供を継続していきます。

苦情や相談対応能力の向上に向け、町職員等を対象とした研修を行っていきます。

事業者に対して、事業所連絡会や実地指導等の機会をとらえ、苦情・相談機能の充実を図るための指導・助言等を行っていきます。

○運営推進会議の適切な運営の指導

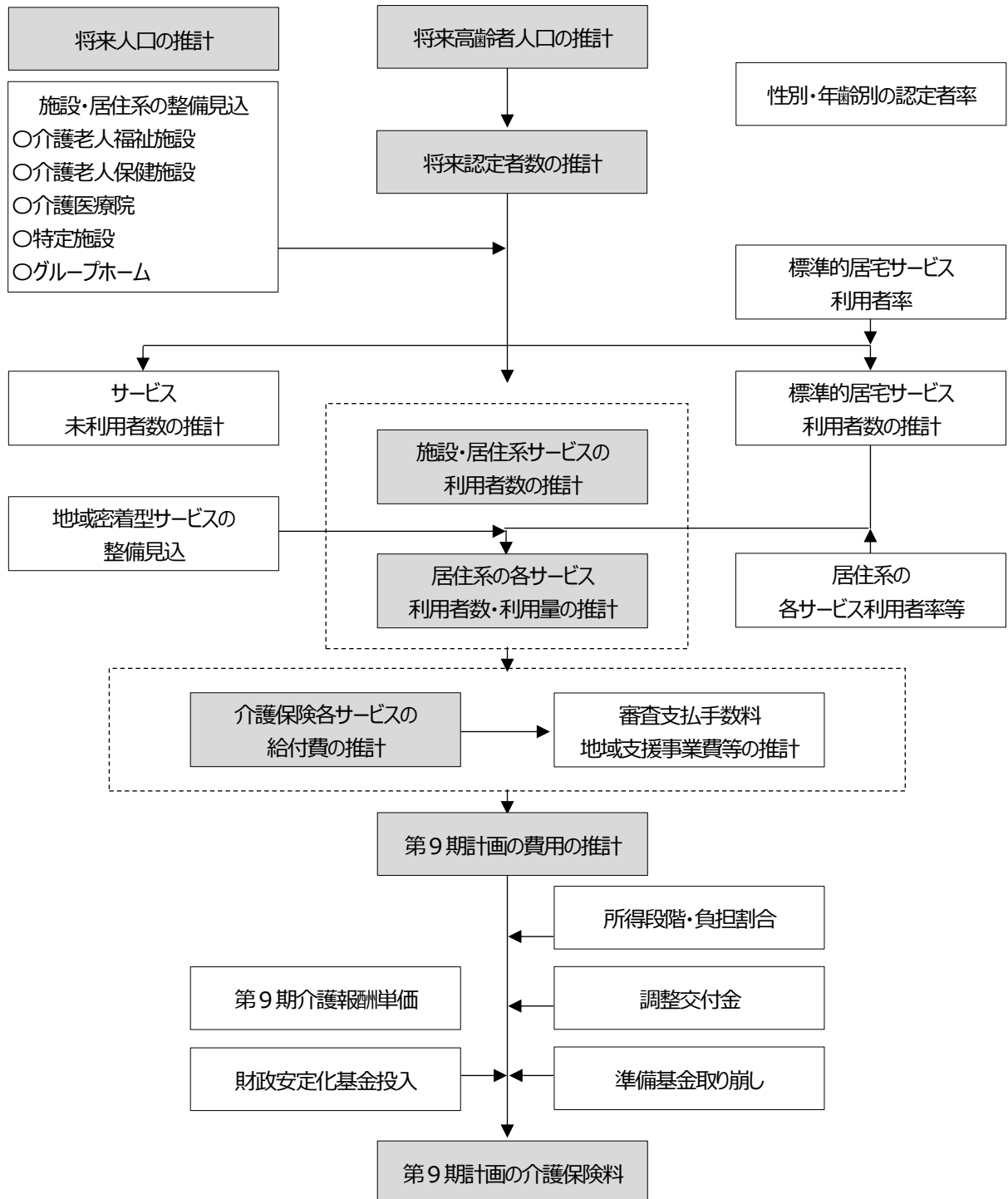
これまでどおりに継続

【事業概要】

地域密着型サービス事業所が自ら設置する運営推進会議について、提供しているサービス内容等を明らかにし、透明性の高いサービス運営とすることにより、サービスの質の確保及び地域との連携を図ることができるよう、地域密着型サービス事業者に対し、適宜、指導・助言を行い、運営推進会議の適切な運営を確保していきます。

第5章 介護保険料について

1. 給付費・介護保険料算出の考え方



2. 給付費の見込み

(1) 要介護（支援）認定者数等の推計

1) 被保険者数の推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総数	4,020人	3,996人	3,896人	3,612人	3,146人	2,866人
第1号被保険者数	2,368人	2,397人	2,315人	2,199人	1,951人	1,851人
第2号被保険者数	1,652人	1,599人	1,581人	1,413人	1,195人	1,015人

2) 要介護（支援）認定者数の推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総数	517人	528人	522人	520人	528人	532人
要支援1	68人	68人	67人	67人	67人	61人
要支援2	63人	65人	64人	63人	64人	66人
要介護1	80人	79人	80人	78人	79人	80人
要介護2	118人	120人	118人	117人	115人	118人
要介護3	69人	71人	71人	70人	74人	77人
要介護4	69人	72人	70人	70人	75人	76人
要介護5	50人	53人	52人	55人	54人	54人
うち第1号被保険者数	506人	517人	511人	509人	520人	525人
要支援1	64人	64人	63人	63人	65人	59人
要支援2	61人	63人	62人	61人	62人	64人
要介護1	77人	76人	77人	76人	78人	79人
要介護2	118人	120人	118人	117人	115人	118人
要介護3	68人	70人	70人	69人	73人	76人
要介護4	69人	72人	70人	70人	75人	76人
要介護5	49人	52人	51人	53人	52人	53人

(2) 介護予防サービス見込量の推計

1) 介護予防サービス見込み量の推計

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護予防 訪問入浴介護	給付費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	回数	0.0回/月	0.0回/月	0.0回/月	0.0回/月	0.0回/月	0.0回/月
	人数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
介護予防 訪問看護	給付費	924千円	925千円	925千円	1,211千円	1,211千円	1,211千円
	回数	14.8回/月	14.8回/月	14.8回/月	20.5回/月	20.5回/月	20.5回/月
	人数	2人/月	2人/月	2人/月	3人/月	3人/月	3人/月
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	回数	0.0回/月	0.0回/月	0.0回/月	0.0回/月	0.0回/月	0.0回/月
	人数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
介護予防 居宅療養管理指導	給付費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	人数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
介護予防 通所リハビリテーション	給付費	2,421千円	2,904千円	2,424千円	2,671千円	3,150千円	2,904千円
	人数	7人/月	8人/月	7人/月	8人/月	9人/月	8人/月
介護予防 短期入所生活介護	給付費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	日数	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月
	人数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
介護予防 短期入所療養介護 (老健)	給付費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	日数	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月
	人数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
介護予防 短期入所療養介護 (病院等)	給付費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	日数	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月
	人数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
介護予防 短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	日数	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月
	人数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
介護予防 福祉用具貸与	給付費	5,149千円	5,097千円	5,097千円	4,533千円	4,759千円	4,750千円
	人数	60人/月	60人/月	60人/月	55人/月	57人/月	56人/月
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費	731千円	731千円	731千円	297千円	297千円	297千円
	人数	2人/月	2人/月	2人/月	1人/月	1人/月	1人/月
介護予防 住宅改修	給付費	1,102千円	1,102千円	1,102千円	952千円	952千円	952千円
	人数	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月
介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	人数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
介護予防支援	給付費	3,359千円	3,420千円	3,308千円	3,308千円	3,365千円	3,254千円
	人数	60人/月	61人/月	59人/月	59人/月	60人/月	58人/月

2) 地域密着型介護予防サービス見込み量の推計

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護予防 認知症対応型通所介護	給付費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	回数	0.0回/月	0.0回/月	0.0回/月	0.0回/月	0.0回/月	0.0回/月
	人数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
介護予防 小規模多機能型居宅介護	給付費	3,191千円	3,195千円	3,195千円	3,195千円	4,261千円	4,261千円
	人数	3人/月	3人/月	3人/月	3人/月	4人/月	4人/月
介護予防 認知症対応型共同生活介護	給付費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	人数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

(3) 介護サービス見込量の推計

1) 介護サービス見込み量の推計

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
訪問介護	給付費	26,925千円	29,410千円	26,373千円	29,183千円	26,757千円	29,504千円
	回数	596.5回/月	633.4回/月	579.6回/月	627.0回/月	591.6回/月	636.9回/月
	人数	45人/月	46人/月	44人/月	45人/月	45人/月	46人/月
訪問入浴介護	給付費	3,809千円	4,100千円	4,100千円	3,962千円	4,402千円	4,848千円
	回数	24.9回/月	26.8回/月	26.8回/月	25.9回/月	28.8回/月	31.7回/月
	人数	5人/月	6人/月	6人/月	6人/月	6人/月	7人/月
訪問看護	給付費	4,662千円	5,095千円	4,668千円	5,095千円	4,749千円	4,899千円
	回数	78.8回/月	86.7回/月	78.8回/月	86.7回/月	80.4回/月	81.9回/月
	人数	17人/月	18人/月	17人/月	18人/月	17人/月	18人/月
訪問リハビリテーション	給付費	1,924千円	1,927千円	1,444千円	1,395千円	1,854千円	1,854千円
	回数	62.4回/月	62.4回/月	46.4回/月	44.8回/月	60.0回/月	60.0回/月
	人数	6人/月	6人/月	5人/月	5人/月	6人/月	6人/月
居宅療養管理指導	給付費	557千円	446千円	474千円	355千円	355千円	355千円
	人数	6人/月	5人/月	5人/月	4人/月	4人/月	4人/月
通所介護	給付費	33,158千円	35,780千円	34,303千円	35,857千円	36,961千円	38,511千円
	回数	350.9回/月	376.8回/月	360.8回/月	379.7回/月	389.6回/月	406.4回/月
	人数	32人/月	34人/月	33人/月	33人/月	34人/月	35人/月
通所リハビリテーション	給付費	21,953千円	22,032千円	21,134千円	22,207千円	22,182千円	24,011千円
	回数	217.7回/月	218.2回/月	208.1回/月	218.7回/月	219.5回/月	235.0回/月
	人数	25人/月	25人/月	24人/月	25人/月	25人/月	27人/月
短期入所生活介護	給付費	128,728千円	134,428千円	131,176千円	133,309千円	145,930千円	147,320千円
	日数	1,385.8日/月	1,436.4日/月	1,408.7日/月	1,417.5日/月	1,537.6日/月	1,566.1日/月
	人数	56人/月	59人/月	57人/月	57人/月	61人/月	63人/月
短期入所療養介護 (老健)	給付費	1,552千円	1,554千円	1,554千円	0千円	0千円	0千円
	日数	12.0日/月	12.0日/月	12.0日/月	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月
	人数	2人/月	2人/月	2人/月	1人/月	1人/月	1人/月
短期入所療養介護 (病院等)	給付費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	日数	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月
	人数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	日数	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月	0.0日/月
	人数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
福祉用具貸与	給付費	14,921千円	15,652千円	15,613千円	16,081千円	15,397千円	16,580千円
	人数	96人/月	102人/月	101人/月	103人/月	100人/月	106人/月
特定福祉用具購入費	給付費	684千円	684千円	684千円	342千円	342千円	342千円
	人数	2人/月	2人/月	2人/月	1人/月	1人/月	1人/月
住宅改修費	給付費	1,253千円	627千円	627千円	627千円	627千円	627千円
	人数	2人/月	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月
特定施設入居者生活介護	給付費	3,841千円	3,845千円	3,845千円	0千円	0千円	0千円
	人数	3人/月	3人/月	2人/月	1人/月	1人/月	1人/月
居宅介護支援	給付費	34,847千円	35,536千円	35,341千円	35,337千円	35,675千円	36,663千円
	人数	190人/月	193人/月	192人/月	191人/月	192人/月	197人/月

2) 地域密着型介護サービス見込み量の推計

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	人数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
夜間対応型訪問介護	給付費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	人数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
地域密着型通所介護	給付費	27,000千円	26,533千円	25,840千円	24,378千円	24,302千円	24,995千円
	回数	303.4回/月	299.3回/月	290.5回/月	274.0回/月	275.1回/月	283.9回/月
	人数	38人/月	37人/月	36人/月	34人/月	34人/月	35人/月
認知症対応型通所介護	給付費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	回数	0.0回/月	0.0回/月	0.0回/月	0.0回/月	0.0回/月	0.0回/月
	人数	1人/月	1人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
小規模多機能型居宅介護	給付費	14,741千円	16,491千円	16,491千円	18,223千円	18,223千円	18,223千円
	人数	7人/月	8人/月	8人/月	9人/月	9人/月	9人/月
認知症対応型共同生活介護	給付費	50,039千円	49,873千円	46,850千円	46,850千円	49,873千円	49,873千円
	人数	16人/月	16人/月	15人/月	15人/月	16人/月	16人/月
地域密着型 特定施設入居者生活介護	給付費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	人数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	給付費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	人数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	人数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
複合型サービス（新設）	給付費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	人数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

3) 施設サービス見込み量の推計

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護老人福祉施設	給付費	193,747千円	204,404千円	201,193千円	195,551千円	199,151千円	202,362千円
	人数	58人/月	61人/月	60人/月	58人/月	59人/月	60人/月
介護老人保健施設	給付費	251,910千円	259,770千円	252,824千円	245,134千円	251,545千円	253,444千円
	人数	75人/月	77人/月	75人/月	73人/月	75人/月	76人/月
介護医療院	給付費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	人数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

(4) 地域支援事業費の推計

1) 介護予防・日常生活支援総合事業の見込み

サービス種別・項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
訪問介護相当サービス	3,000,000円	2,709,000円	2,513,000円	2,397,861円	2,157,874円	1,905,113円
(利用者数：人)	18人	15人	15人	9人	8人	7人
訪問型サービスA	0円	0円	0円	0円	0円	0円
(利用者数：人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
訪問型サービスB	0円	0円	0円	0円	0円	0円
訪問型サービスC	0円	0円	0円	0円	0円	0円
訪問型サービスD	0円	0円	0円	0円	0円	0円
訪問型サービス(その他)	0円	0円	0円	0円	0円	0円
通所介護相当サービス	14,400,000円	14,300,000円	14,200,000円	13,019,807円	11,716,731円	10,344,304円
(利用者数：人)	53人	47人	47人	35人	31人	28人
通所型サービスA	0円	0円	0円	0円	0円	0円
(利用者数：人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
通所型サービスB	0円	0円	0円	0円	0円	0円
通所型サービスC	0円	0円	0円	0円	0円	0円
通所型サービス(その他)	0円	0円	0円	0円	0円	0円
栄養改善や見守りを目的とした配食	0円	0円	0円	0円	0円	0円
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0円	0円	0円	0円	0円	0円
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0円	0円	0円	0円	0円	0円
介護予防ケアマネジメント	2,400,000円	2,234,000円	2,200,000円	2,558,506円	2,555,001円	2,349,970円
介護予防把握事業	0円	0円	0円	0円	0円	0円
介護予防普及啓発事業	1,828,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,235,486円	2,232,424円	2,053,279円
地域介護予防活動支援事業	990,000円	1,056,000円	1,056,000円	1,210,380円	1,208,722円	1,111,726円
一般介護予防事業評価事業	0円	0円	0円	0円	0円	0円
地域リハビリテーション活動支援事業	0円	0円	0円	0円	0円	0円
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	230,000円	200,000円	200,000円	277,356円	276,976円	254,749円

2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の見込み

サービス種別・項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	14,229,000円	15,180,960円	15,180,960円	12,376,025円	11,530,593円	10,592,437円
任意事業	1,322,000円	1,286,000円	1,286,000円	632,971円	589,731円	541,749円

3) 包括的支援事業（社会保障充実分）の見込み

サービス種別・項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
在宅医療・介護連携推進事業	140,000円	140,000円	140,000円	140,000円	140,000円	140,000円
生活支援体制整備事業	196,000円	200,000円	200,000円	583,000円	583,000円	583,000円
認知症初期集中支援推進事業	124,000円	120,000円	120,000円	124,000円	124,000円	124,000円
認知症地域支援・ケア向上事業	55,000円	100,000円	100,000円	50,000円	50,000円	50,000円
認知症サポーター活動促進 ・地域づくり推進事業	0円	0円	0円	0円	0円	0円
地域ケア会議推進事業	180,000円	180,000円	180,000円	7,000円	7,000円	7,000円

(5) 総給付費の見込み

1) 介護予防サービス給付費の見込み

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
(1) 在宅サービス	16,877千円	17,374千円	16,782千円	16,167千円	17,995千円	17,629千円
(2) 居住系サービス	千円	千円	千円	千円	千円	千円
合計	16,877千円	17,374千円	16,782千円	16,167千円	17,995千円	17,629千円

2) 介護サービス給付費の見込み

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
(1) 在宅サービス	316,714千円	330,295千円	319,822千円	326,351千円	337,756千円	348,732千円
(2) 居住系サービス	53,880千円	53,718千円	50,695千円	46,850千円	49,873千円	49,873千円
(3) 施設サービス	445,657千円	464,174千円	454,017千円	440,685千円	450,696千円	455,806千円
合計	816,251千円	848,187千円	824,534千円	813,886千円	838,325千円	854,411千円

3) 総給付費の見込み

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総給付費	833,128千円	865,561千円	841,316千円	830,053千円	856,320千円	872,040千円

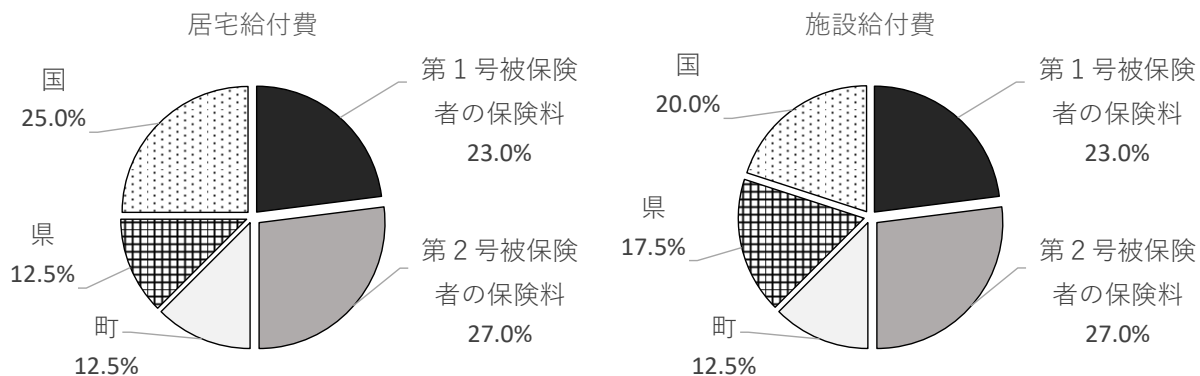
(6) 地域支援事業費の見込み

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	22,848千円	22,499千円	22,169千円	21,699千円	20,148千円	18,019千円
包括的支援事業費 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費	15,551千円	16,467千円	16,467千円	13,009千円	12,120千円	11,134千円
包括的支援事業費(社会保障充実分)	695千円	740千円	740千円	904千円	904千円	904千円
地域支援事業費	39,094千円	39,706千円	39,376千円	35,612千円	33,172千円	30,057千円

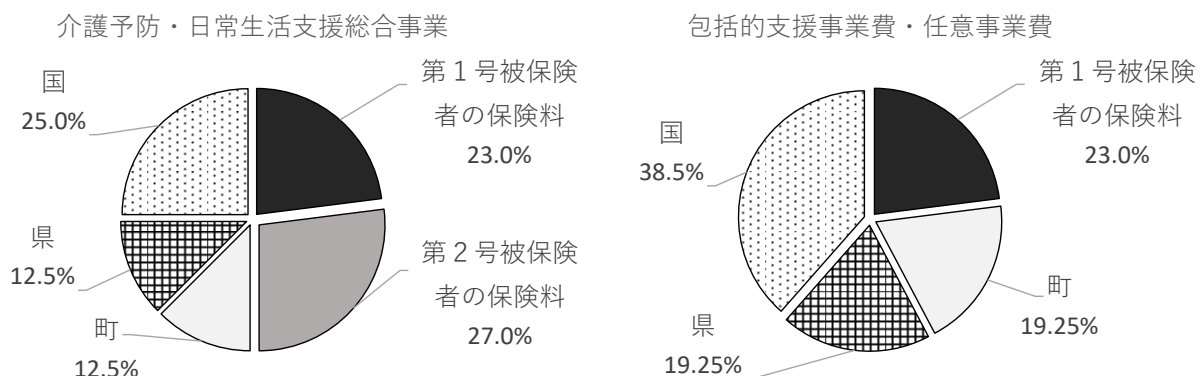
3. 介護保険料の算定

(1) 介護給付費の負担割合

○標準給付費



○地域支援事業費



各費用における財源の内訳は上記の通りです。

介護保険の財源は、65歳以上の第1号被保険者の保険料と40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料、町、県、国の負担によって確保されています。

(2) 保険料収納必要額の推計

	合計	第9期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額	2,794,716,501円	917,479,833円	951,383,148円	925,853,520円
総給付費	2,540,005,000円	833,128,000円	865,561,000円	841,316,000円
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	156,800,851円	51,819,479円	52,871,975円	52,109,397円
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	86,331,221円	28,507,773円	29,142,553円	28,680,895円
高額医療合算介護サービス費等給付額	8,780,379円	3,099,871円	2,863,330円	2,817,178円
算定対象審査支払手数料	2,799,050円	924,710円	944,290円	930,050円
地域支援事業費見込額	118,175,920円	39,094,000円	39,705,960円	39,375,960円
介護予防・日常生活支援総合事業費	67,516,000円	22,848,000円	22,499,000円	22,169,000円
包括的支援事業費（地域包括支援センターの運営） 及び任意事業費	48,484,920円	15,551,000円	16,466,960円	16,466,960円
包括的支援事業費（社会保障充実分）	2,175,000円	695,000円	740,000円	740,000円
第1号被保険者負担分相当額	669,965,257円	220,011,982円	227,950,495円	222,002,780円
調整交付金相当額	143,111,625円	47,016,392円	48,694,107円	47,401,126円
調整交付金見込額	268,611,000円	88,203,000円	92,811,000円	87,597,000円
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	3,000,000円			
準備基金取崩額	14,000,000円			
保険料収納必要額	527,465,882円			
予定保険料収納率	99.00%			

○第1号被保険者負担分相当額の設定

第1号被保険者負担分相当額は、標準給付費見込額と地域支援事業費の3年間の合計を合わせた金額の23%となります。

○調整交付金相当額の設定

公費負担分50%のうち、村の負担は12.5%、県の負担は12.5%、国の負担は25%が標準となっています。

調整交付金相当額は、標準給付費見込額に全国平均の調整交付金交付割合（国の負担分25%のうち5%）を掛けて算出します。

○財政安定化基金拠出金の設定

第9期計画の各年度の財政安定化基金拠出金は想定していません。

○財政安定化基金償還金の設定

償還金は第9期計画では計画に見込みません。

○市町村特別給付の設定

市町村特別給付は第9期計画では計画に見込みません。

○保険料収納必要額

第1号被保険者負担分相当額（標準給付費見込額＋地域支援事業費）の3年間の合計を合わせた金額の23%に調整交付金相当額を加算したことから、調整交付金見込額と準備基金取崩額を引いたものとなります。

(3) 保険料の算定

○保険料基準額の指標

	第9期
保険料基準額（月額）	6,900円
準備基金取崩額の影響額	183円
準備基金の残高（前年度末の見込額）	25,498,847円
準備基金取崩額	14,000,000円
準備基金取崩割合	54.9%
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0円
財政安定化基金拠出金見込額	0円
財政安定化基金拠出率	0.0%
財政安定化基金償還金の影響額	0円
財政安定化基金償還金	0円
保険料基準額の伸び率（%）（対第8期保険料）	3.0%

○介護保険料基準額（月額）の内訳

	第9期	
	金額	構成比
総給付費	6,000円	84.7%
在宅サービス	2,404円	33.9%
居住系サービス	374円	5.3%
施設サービス	3,222円	45.5%
その他給付費	766円	10.8%
地域支援事業費	356円	5.0%
財政安定化基金（拠出金見込額＋償還金）	0円	0.0%
市町村特別給付費等	-39円	-0.6%
保険料収納必要額（月額）	7,083円	100.0%
準備基金取崩額	183円	2.6%
保険料基準額（月額）	6,900円	97.4%

介護保険事業の標準給付費と地域支援事業費の見込額の合計に、第1号被保険者の負担割合（23.0%）を乗じたものが保険料基準額となり、それに対して調整交付金等により保険料の上昇を抑制します。

(4) 所得段階別保険料

所得段階	対象者	基準額に対する割合		年額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が非課税 合計所得+課税年金収入額が80万円以下	軽減前	×0.455	37,670円
		軽減後	×0.285	23,590円
第2段階	・世帯全員が非課税 ・合計所得+課税年金収入額が80万円超 120万円以下	軽減前	×0.685	56,710円
		軽減後	×0.485	40,150円
第3段階	・世帯全員が非課税 ・合計所得+課税年金収入額が120万円超	軽減前	×0.690	57,130円
		軽減後	×0.685	56,710円
第4段階	・世帯の誰かが課税 ・本人は非課税 合計所得+課税年金収入額が80万円以下	×0.90		74,520円
第5段階 (基準段階)	・世帯の誰かが課税 ・本人は非課税 合計所得+課税年金収入額が80万円超	×1.00		82,800円
第6段階	・本人課税 ・合計所得120万円未満	×1.20		99,360円
第7段階	・本人課税 ・合計所得120万円以上 210万円未満	×1.30		107,640円
第8段階	・本人課税 ・合計所得210万円以上 320万円未満	×1.50		124,200円
第9段階	・本人課税 ・合計所得320万円以上 420万円未満	×1.70		140,760円
第10段階	・本人課税 ・合計所得420万円以上 520万円未満	×1.90		157,320円
第11段階	・本人課税 ・合計所得520万円以上 620万円未満	×2.10		173,880円
第12段階	・本人課税 ・合計所得620万円以上 720万円未満	×2.30		190,440円
第13段階	・本人課税 ・合計所得720万円以上	×2.40		198,720円

第9期の第1号介護保険料については、13段階の所得水準に応じて、保険料設定を行います。保険料基準額をベースとして、第1号被保険者の課税状況や所得状況、世帯の課税状況等に基づいて、所得段階別保険料を上記の通り設定します。

第6章 計画の推進にあたって

1. 推進体制

「互いを尊重しながら、ともに支え合い、一人ひとりが誰かのために行動する地域社会をめざす」ため、町や事業者、地域、町民等が協働し、それぞれが役割を果たしながら、計画の推進を図ります。

(1) 役割分担の明確化

① 八郎潟町の役割

国等における制度改正や高齢者を取り巻く環境の変化、ニーズの多様化など、時代に応じた様々な課題への対応が求められています。そのため、今後も、高齢者のニーズの的確な把握に努めるとともに、事業者、地域、町民等との連携を強化しながら、施策の推進を図ります。

② 事業者の役割

超高齢社会の進展にともない、介護（予防）サービスや各種高齢者福祉施策の充実がより一層求められることとなります。そのため、地域の一員として、行政や関係機関等との連携を図りながら、介護・福祉サービスの充実を目指していくことが期待されます。

③ 地域の役割

高齢者ができるだけ住み慣れた地域で生活を続けられるようにするためには、地域の主体的な取組に基づいた支援やサービスの提供が必要です。そのため、地域の支えあい活動等を通し、地域全体で高齢者の安心・安全な暮らしを支援していくことが期待されます。

④ 町民の役割

要介護状態にならないよう、自ら健康づくりや介護予防に取り組むとともに、要介護状態になった場合でも、有する能力の維持向上に努めます。また、地域住民の一員として、互いに見守り、支えあいながら、高齢者が安全・安心に暮らせる地域づくりを推進していくことが期待されます。

(2) 一体的な保健福祉サービスの提供体制の整備

① 国・県との連携

本計画の推進にあたっては、国や県と密接な連携を図りながら、施策の実行に努めます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対して必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要望していきます。

② 庁内組織との連携

本計画において求められる取り組みは福祉分野に限られるものではなく、さまざまな分野において適切な取り組みを実施することが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって推進する計画として位置付け、計画の進行管理については、関係各課等との幅広い連携を図り、町全体で取り組んでいきます。

③ 関係機関・団体との連携

制度の谷間にあって対応できない困難ケースや、公的な福祉サービスだけでは対応しきれない地域の多様なニーズについて、積極的に課題を発見し、解決していくため、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携を図っていきます。

④ 保健・医療・介護・福祉の連携

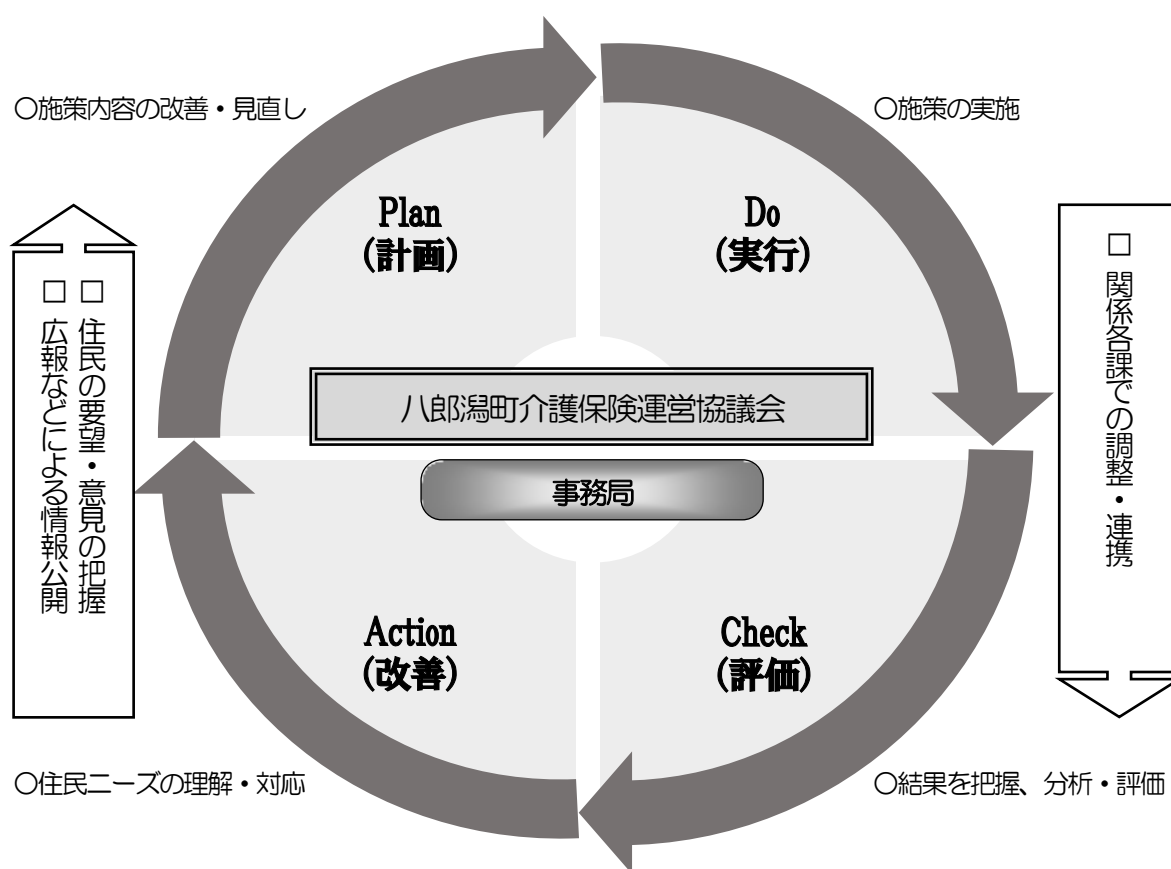
サービス利用者の需要に的確に対応するために、保健・医療・介護・福祉の連携を強化し、それぞれの機能と役割を十分踏まえた上で、効率的・効果的なサービスを提供します。

2. 進行管理

(1) 計画の進行管理体制

八郎潟町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会において、本計画の進捗状況を検証・評価して本計画の推進を図るとともに、介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会等と連携して適切な進行管理を図ります。

また、計画の推進にあたっては、本計画の目指す姿の実現に向けた目標の達成状況や各施策の進捗状況を把握し、Plan（計画の策定・見直し）、Do（施策の実施・運用）、Check（施策の評価）、Action（検討・改善）によるPDCA サイクル手法により進行管理を行います。



※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画に沿った「実行」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法を指しています。

(2) 計画の実施状況の公表

各施策に係る取り組みの実施状況、介護保険の運営状況などの点検・評価について、定期的に公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めるとともに、進捗に遅れや課題がある場合は、改善に向けた対応策を検討していきます。

(3) 計画の普及・啓発

本計画の取り組みが、実質的に高齢者の生活を支えるものとなるためには、その主旨や仕組みを広く住民に理解してもらい、積極的に活用してもらうことが重要です。

そのため、広報紙やホームページ等を通じて、本町における高齢者福祉、介護保険事業の考え方や施策内容をわかりやすく情報発信していきます。

多様な手段により、計画の普及・啓発を図り、高齢者福祉施策、介護保険事業への理解を深め、積極的な住民参加と施策の活用促進に努めます。

(4) 庁内における進捗評価の体制

本計画にかかわる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で定期的に計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

(5) 人材の育成・確保

計画が円滑に実施されるように、必要とされる人材の育成と確保を図ります。

1. 八郎潟町介護保険条例

第1章から第3章まで略

第4章 介護保険運営協議会

(目的及び設置)

第19条 介護保険に関する施策の企画立案及びその実施が、基本理念にのっとり、町民の意見を十分反映しながら円滑かつ適切に行われることに資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第20条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 法第117条第1項の規定によるこの町の介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項。
- 二 前号に掲げるもののほか、町の介護保険に関する施策の実施状況の調査その他介護保険の施策に関する重要事項。

第21条 協議会は、前条の規定により調査審議した結果必要があると認めるときは、前条各号に掲げる事項に関して、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第22条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、町長が任命する。
 - 一 町民 4人
 - 二 介護に関し学識又は経験を有する者 3人
 - 三 介護サービスに関する事業に従事する者 3人
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 町長は、第2項第1号の委員を任命するに当たっては、できるだけ町民各層の幅広い意見が反映されるよう、公募制その他適切な方法によって選任されるようにしなければならない。

(規則への委任)

第23条 前3条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章以下略

2. 八郎潟町介護保険運営協議会規則

(目的)

第1条 八郎潟町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関しては、八郎潟町介護保険条例（以下「条例」という。）に定めがあるもののほか、この規則に定めるところによる。

(委嘱)

第2条 委員は、町長が任命する。

(会長)

第3条 会長は、会議の議長として議事を整理し、協議会の事務を統理する。

(会長代理)

第4条 協議会に会長代理をおき、会長が事故あるときは、会長代理がその職務を代行する。

(招集)

第5条 協議会は、次に掲げる場合に会長が招集する。

- 一 町長から諮問があったとき
 - 二 委員定数の2分の1以上の委員から招集の請求があったとき
 - 三 その他会議を開く必要があると認められるとき
- 2 協議会を招集しようとするときは、町長にその旨を通知しなければならない。
- 3 初めて協議会の会長の互選を行う場合においては、第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(定足数)

第6条 協議会は、条例第22条の委員の定数の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(案件)

第7条 協議会に付議すべき案件は、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(表決)

第8条 協議会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(答申)

第9条 会長は、協議会において、審議事項を決定したときは、文書をもって町長に答申するものとする。

(意見聴取)

第10条 協議会は、審議のため必要とするときは、町長に協議のうえ、被保険者その他の者の出席を求め意見を聴取することができる。

(会議録)

第11条 会長は、書記をして、次の事項を記載した会議録を調整させ、会長が指名した2名以上の出席委員とともに、これに署名しなければならない。

- 一 諮問事項
- 二 開会の期日及び場所
- 三 出席した委員氏名及び条例で定める項目別
- 四 出席した関係者等の氏名及び職業
- 五 審議経過
- 六 その他必要な事項

(協議会の庶務)

第12条 協議会の庶務は、介護保険担当課においてこれを処理する。

(経費)

第13条 協議会の経費は、毎年度介護保険特別会計の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

3. 八郎瀧町介護保険運営委員名簿

任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日

氏名	役職
伊藤 則彦	八郎瀧町社会福祉協議会会長
大島 素子	八郎瀧町民生児童委員協議会会長
小野 儀一	八郎瀧町シルバー人材センター事務局長
小柳 克子	特別養護老人ホームうたせ苑施設長
小柳 文子	湖東3町商工会女性部隔隣
菊地 順子	グループホームけやき管理者
児玉 光	児玉内科医院院長
佐藤 操	八郎瀧町婦人会会長
安田 八郎	八郎瀧町老人クラブ連合会会長

※50音順

八郎潟町
第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(令和6年度～8年度)

令和6年3月

編集	八郎潟町 健康福祉課 〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80番地 TEL: 018-875-5808
----	--